

<EU-ACP>開発協力の半世紀（四）

大 隈 宏

V ロメ・レジームの歴史的変遷——政治的コンディショナリティへの道程

1973年7月に開始されたEECとACP諸国との南北交渉は、それから18カ月後の1975年2月、(第一次)ロメ協定(ACP-EEC Convention of Lomé)として結実した。このロメ協定を中軸とするEECとACP諸国との南北開発協力関係は、いわゆるロメ・レジーム(Lomé Regime)として、その後四半世紀にわたり、<EU—開発途上国>関係の根幹を構成し、国際社会の注目を集めていった。Global Donor Communityはもとより、南の開発途上国も、ロメ・レジームに対して、地域(間)レベルにおけるNIEO(新国際経済秩序)の先駆的形態(ミニNIEO)，ひいては南北開発協力における新しいモデルとして、強い関心を寄せていったのである。

第一次ロメ協定の締結から25年後の2000年6月——。ベナンの首都コトヌで、コトヌ協定(Partnership Agreement between the Members of the African, Caribbean and Pacific Group of States of the One Part, and the European Community and its Member States, of the Other Part, signed in Cotonou on 23 June 2000)が調印された。それは、<国際社会の地殻変動——グローバリゼーションの深化・拡大——に対応する新たなアプローチの導入>という大義名分の下に、EUとACP諸国とのパートナーシップ関係を根本的に再編成しようとするものであった。すなわち、コトヌ協定においては、<EU-ACP>開発協力関係における政治的次元の強化、およびACP諸国に対する、更なる責任の付与が謳われたが、それは、ロメ・レジームの負の遺産に対する訣別宣言に他ならなかつた¹⁾。

それでは、南北開発協力関係の歴史において一時代を画したロメ・レジーム——。その基本原理（理念等）および基本構造（相互作用のルール等）は、どのようなものであろうか。そこには、どのような独自性を見出すことができるのであろうか。いうまでもなく、ロメ・レジームは、1970年代以降に顕在化した国際環境の構造変動と無縁ではなかった。それはまた、当然のことながら、EU および ACP 諸国、それぞれの域内環境、ひいては両者間の微妙なパワー・バランスの推移を色濃く反映するものでもあった。その結果、ロメ・レジームは、四半世紀の間に、＜対等なパートナー間の契約関係＞から、＜経済的、さらには政治的コンディショナリティを梃子とする権力関係＞へと大きく変貌していったのである²⁾。

本稿は、このようなロメ・レジームの変遷過程を歴史的に跡付けようとするものである。具体的には、第一次ロメ協定、および第二次ロメ協定 (The Second ACP-EEC Convention signed in Lomé on 31 October 1979)、さらには第三次ロメ協定 (Third ACP-EEC Convention signed at Lomé on 8 December 1984) の締結を通じて蓄積された「アキ」(acquis)³⁾ の検討を手掛かりとして、ロメ・レジームの政治的コンディショナリティへの道程を検討すること——。これが本稿の課題である。

V-1 第一次ロメ協定——新しいモデルの誕生？

全7編94条から構成される主要規定。それに付属する7つの議定書 (Protocol) と最終議定書 (Final Act)——。一連の連合協定を経て、法的文書としての体裁を飛躍的に充実させた第一次ロメ協定は、1970年代央をピークとして歴史的な高揚をみせた南北対話の具体的な実践として内外の関心を集めた。

＜パートナー間の完全な平等＞＜国際的連帯の精神＞＜より公正かつ衡平な経済秩序の構築＞＜一次産品輸出国の利益擁護＞＜産業開発＞——第一次ロメ協定・前文を彩るこれらの理念は、1974年5月、国連資源特別総会において採択された「新国際経済秩序の樹立に関する宣言」の基本原理を忠実に再現するものであった。こうして、第一次ロメ協定は、北の先進工業国と南の開発途上国との間の真摯なく対話の嚆矢として高く評価され、その歴史的意義が強

調されたのである。ロメ協定締結交渉の妥結を報じた *Economist* 誌 (February 8, 1975) が, “You can please them all” というタイトルのもとに, 「18 カ月におよぶ交渉——最後の 24 時間は, ほとんど中断されることもなく延々と駆け引きが繰り広げられたが——の結果に対しては, EEC と ACP 諸国の双方とも, 大いに満足していた⁴⁾」と報じたのは, このようなロメ協定に対する強い期待 <ロメ・フィーバー> を反映するものであった。

とはいっても, 第一次ロメ協定に対する認識は, 必ずしもフィーバー一色に彩られるものではなかった。ともすれば願望的思考に支配されがちであった<ロメ・フィーバー>の時代は, ほどなくして期待と幻滅とが微妙に交錯する醒めた認識の時代へと移行していった。それは, 以下の記述からも窺われるとおりである。

ロメ協定に対する認識は, それぞれの立場により異なる。ある人々にとっては, ロメ協定は, より公正かつ平等な国際経済秩序の導入を図ろうとするヨーロッパの熱意の証である。しかしながら人によっては, ロメ協定は, ヨーロッパが特権を保持したまま, 「面子を損なうことなく」, 以前よりも「寛大」になったとの好印象を与えうる便利な手段として位置づけられる。それはともかくとして, 反響の大きさを勘案する限り, 9 カ国による「ロメ・ポリシー」が, ひとつの現実として存在していることは明らかである。……それでは, そもそも「ロメ・ポリシー」の真の意義とは, 何であろうか。先進工業国がこれまで展開してきた開発政策を, ロメが超えるものであることは間違いない。とはいっても, 国際経済構造を変革して, 貧しい開発途上国が常に敗者になるという宿命を打破するまでには至っていない。……かりにロメ協定が, 南北関係を根本的に変革するものであったならば, その事実は広く認識されたであろうし,とりわけ既存の秩序から利益を享受してきた勢力による激しい反発を招いたことであろう。さらにもしもそうだとすれば, ロメ協定は, ACP 諸国の経済状況を著しく改善させたはずである。とりわけ, ロメ協定に参加していない開発途上国と比較した場合, たとえ運用実績が 2 年間といえども, ACP

諸国の経済状況は大幅な改善をみたはずである。・・・とはいえる、ロメ協定の欠点ばかりをあげつらうことは公平とはいえない。そもそもロメ協定の欠点は、植民地時代の残滓、資金不足、そして幾度となく繰り返されてきた偽善的な行為に起因するものであり、欠点が存在するからといって、ECこそが、第三世界のいくつかの国を対象として、包括的な開発政策を開展している唯一の存在であるという事実を曖昧にしてはならない。ロメ協定は、伝統的な資金協力から輸出所得安定化、貿易・産業協力等、多岐にわたる包括的な政策手段を兼ね備えており、南北対話が失敗した現在、ロメ協定およびそれに具現される開発援助政策の重要性はますます高まっている。・・・しかし、ロメ協定は両刃の剣である。それが、政治的および経済的に、ヨーロッパ自身に利益をもたらすものであることは疑問の余地がない (*The Lome Convention: Renegotiation and Renewal, Study written under the direction of J.A. Fralon, European News Agency, 1978*)⁵⁾。

ブリュッセルを拠点とし、EUを取り巻く複雑な政治過程に精通した European News Agency が、2年間におよぶ第一次ロメ協定の運用実績を踏まえて試みたこの控えめなく回顧と展望>。——以下、これを手掛かりとして、第一次ロメ協定の中核を構成する5つの支柱、すなわち(1)通商協力、(2)輸出所得安定化制度、(3)資金・技術協力、(4)砂糖およびバナナに関する特別規定、(5)制度化の輪郭を浮き彫りにしてみよう。それは、ロメ・レジームの歴史的変遷を明らかにするうえで不可欠なベンチマーク・サーベイとして位置づけられる作業である。

(1) 通商協力

いうまでもなく、第一次ロメ協定締結交渉における最大の争点のひとつは、通商（貿易）協力の問題であった。そこには、濃淡の差こそあれ、交渉に携わった南北55カ国（+EC委員会およびACPグループ）がそれぞれ内包する多様な個別利害が、最も具体的かつ先鋭化されたかたちで凝縮されており、それを統一的な法的文書（協定）へと集約させることは容易ではなかった。さらにもそもも通商協力の問題は、歴史的に南北開発協力関係の基本原則そのものに

密接に関わる高度に政治的かつ中核的な争点とされており、それは往々にして交渉主体間に硬直したゼロ・サム・ゲーム的な対立関係を強いるものとなった。第一次ロメ協定冒頭の第1編として、全15条と量的には決して大部とはいえない通商協力に関する規定が設けられたのは、このような経緯を物語っている。EECとACP諸国は、厳しい制約条件の克服に成功した成熟した交渉主体として、新たな南北開発協力関係の実践に向けて大きく踏み出すことを国際社会にアピールしたのであった。その概要は、以下のとおりである。

まず第1条において、EECとACP諸国は、通商協力の理念（目標）を次のように宣言した——。ロメ協定の両当事者は、＜両者間の発展段階が異なっている＞（経済格差の存在）という厳然たる事実、とりわけACP諸国にとって、貿易のよりいっそうの促進を通じて、今まで以上に利益を確保することが求められており、そのためには＜ACP産品のEEC市場に対するアクセス条件の改善が不可欠である＞という現実を踏まえて、＜より調和のとれた＞通商関係の構築を追求する。

そのうえで、EECとACP諸国は、以下の主導原理に基づき、通商協力の推進を図ることを謳った。

第一は、EEC市場に対するACP産品のフリー・アクセスの保証である。すなわちEECは、ACP産品に対するさまざまな輸入障壁（関税・輸入課徴金・輸入数量制限・・・等）をほぼ全面的に撤廃し、ACP諸国に対してEEC市場を開放することを公約した（第2条）。それは、ACP諸国をEEC加盟国と同等に位置づけ、域外第三国に対してEECが付与する措置よりも有利な優遇措置をACP諸国に対して付与することを意味した。

第二は、非相互主義（Non-reciprocity）原則の採用である。すなわち、EECはACP産品に対して優遇措置（特恵）を付与し、市場を開放する。これに対してACP諸国は、＜発展の必要性に鑑み＞（In view of their present development needs）、EECから輸入される産品に対して同等の優遇措置（逆特恵）を講ずることを要求されない（第7条）。ACP諸国に求められるのは、最惠国待遇に＜劣らない＞待遇を、EEC加盟国に対して無差別に適用することのみである。こうして、GATTによる非相互主義原則の採択から10年を経過——。EECは、

一般特恵制度（GSP）の採用（1971年7月）に引き続き、EEC開発協力政策の中核を構成するACP諸国との関係において、経済格差の存在を根拠とする片務的な法的義務関係の構築、すなわち非相互主義原則の採用へと転換したのである。

第三は、ACP農産品に対する例外措置である。すなわち、EECによるACP農産品に対する＜一方的な市場開放＞は、無条件かつ自動的に行われるものではなく、一定の条件に基づき、選択的に行われるものとされた。具体的には、EEC共通農業政策（CAP, Common Agricultural Policy）により、手厚い保護の対象とされている農産品のACP諸国からの輸入に関しては、次のような特別措置が規定された。——EECは、ACP農産品に対しては、域外第三国からの輸入に較べて有利な優遇措置を保証する。ただし、EEC農業と競合するACP農産品の輸入（1973年実績では、ACP諸国の対EEC農産品輸出総額の3.5%，対EEC輸出総額の0.4%を占めている）に関しては、EEC域内農業保護の観点から、フリー・アクセスの例外とし、関税や可変輸入課徴金を賦課する⁶⁾。

第四は、原産地規則（Rules of Origin）の問題である。そもそも、域外第三国に較べて有利な条件でEEC市場へのフリー・アクセスが特権的に認められるACP農産品とは何であろうか。それは単なる技術的な問題にとどまらなかった。というのも、未加工の一次産品はともかくとして、加工製品の場合、「原産地」の定義次第では、ACP諸国に対するEECの＜一方的な市場開放＞が実質的に骨抜きにされ、非ACP諸国に漁夫の利をもたらすことにもなりかねないからである。そこでEECは、厳格かつ統一的な原産地規則の制定を主張した。これに対してACP諸国は、可能な限り柔軟な原産地規則の制定を求めた。こうして厳しい攻防が繰り広げられ、最終的にはきわめて詳細かつ膨大な原産地規則が、第一次ロメ協定・付属第一議定書という形式で制定された。それは、ACP諸国相互間の地域統合・地域協力の促進という観点から、EECがACP諸国全体を、単一の関税地域（Single Customs Area）として認知するという擬制に基づくものであり、さらにACP諸国の産業発展支援のために規則からの一時的な逸脱を容認するものでもあった⁷⁾。

（2）輸出所得安定化制度

「一次産品の輸出所得」と題する第一次ロメ協定第二編——。その大部分を占めるのが、ロメ・レジームにおける新機軸、NIEO を先取りする最も革新的なスキーム、さらには「一次産品問題」に対する地域（間）レベルにおける<所得補償アプローチの実践的な試み>として脚光を浴びた輸出所得安定化制度(STABEX, Stabilization of Export Earnings)に関する規定である。その基本的な理念は、当事者（EC 委員会）によれば、次のように敷衍されよう。

第三世界の国々にとって、輸出所得が不安定なことは、経済発展を達成するうえでの主要な阻害要因のひとつである。というのも、第三世界諸国は資本財を輸入に頼っており、そうした外国からの資本財購入のための資金源として、輸出による外貨の獲得が重要な意味をもっているからである。ところで、第三世界の国々の輸出所得が不安定なのは、その大多数の国々が、年によって需要量および世界市場における価格が激しく変動するごく限られた範囲の産品——農産品（綿花・落花生・コーヒー・茶・ココア等）が大部分であるが、それ以外に鉱産品（鉄鉱石・銅・コバルト等）も含まれる——のみを輸出しているからである。

開発途上国は、輸出所得を安定化し、その急激な下落から保護してくれるメカニズムが存在しない限り、中期にわたる現実的な開発計画を追求することは不可能である、と繰り返し主張してきている。STABEX は、この問題に取り組み、その解決のための基礎を構築しようとする、はじめての大規模な国際的試みである⁸⁾。

このように、南北関係における構造的矛盾に対するひとつの挑戦——南の開発途上国 の持続的発展を可能とする新たな協力スキームの構築——を標榜する輸出所得安定化制度。その骨子は、以下のとおりである⁹⁾。

第一に、輸出所得安定化制度の目的は、輸出所得がきわめて不安定な一次産品の輸出に大きく依存している ACP 諸国に対して、EEC が一定の輸出所得を保証し、輸出所得減少のインパクトを軽減させ、それによって<安定した、余力のある、持続的な経済成長>を ACP 諸国に可能とさせることにある（第 16

条）。とりわけ、より厳しい困難に直面している ACP 諸国（24 カ国＝最貧開発途上国・内陸国・島嶼国）に対しては、特別の優遇措置が講ぜられる（第 17 条）。

第二に、輸出所得安定化制度は、市場メカニズムに介入することなしに、一次產品（29 品目＝熱帶農産品を中心とする 28 品目十鉄鉱石）を対象として、事後的な所得補償措置により ACP 諸国の一次產品輸出所得の安定化を図るものである（貿易と援助のリンク）。ただし、それはあくまでもミクロ経済（セクター）レベルに限定されるスキームであり、ACP 諸国の国際収支改善というマクロ経済レベルでの課題を追求するものではない。

第三に、輸出所得安定化制度に基づく所得補償は、＜疾病保険＞的機能と＜失業保険＞的機能とを兼ね備えている。すなわち、天候不順や洪水等により、ACP 諸国の輸出能力が低下し輸出所得が減少した場合、および経済状況の悪化により、EEC の輸入能力が低下し ACP 諸国の輸出所得が減少した場合のいずれに対しても、所得補償が行われる。ただし、輸出所得の減少が ACP 諸国自身の通商政策に起因する場合には、所得補償、ひいては所得安定化の対象とはされない。

第四に、輸出所得安定化制度に基づく所得補償は、EC 委員会と当該 ACP 諸国政府との間に結ばれる振替協定（Transfer Agreement）により、EC 構成国の通貨で貸付あるいは贈与のかたちで行われる。なお、補償された資金の使途に関しては、ACP 諸国の自由裁量権が認められており、当該 ACP 諸国政府に課せられる義務は、EC 委員会に対する事後報告だけである（第 20 条）。

第五に、輸出所得安定化制度の運営において、最終的な決定権を保持するのは、形式的には、(ACP-EEC) 閣僚理事会（Council of Ministers）である。しかし、実質的に運営権限を保持するのは EC 委員会である。すなわち、ACP 諸国による補償申請は、EC 委員会に対して行われるものとされている。また、所得補償の原資となる輸出所得安定化基金（欧洲開発基金に属している）は、EC 委員会の管理下に置かれている。

（3）資金・技術協力

徹夜での「マラソン交渉」を経てようやく妥結した第一次ロメ協定締結交

涉——。そこでは、さまざまな政治ドラマが繰り広げられたが、とりわけ劇的であったのが、資金・技術協力をめぐる激しい、かつ錯綜した駆け引きであった。ACP 諸国は、資金・技術協力の原資となる第 4 次欧州開発基金を、総額 80 億 UA (Unit of Account) へと大幅に増額することを当然の権利として強硬に主張した（ちなみに、第 3 次欧州開発基金は、総額 9 億 UA であった）。これに対する EC 委員会の対応は、基本的に好意的であった。しかし問題は、欧州開発基金に対して分担金を拠出する EC 構成国の中の反応であった。第一次石油危機を契機として常態化した未曾有の経済危機に直面して、EC 諸国は、資金援助の大幅増額に激しい拒絶反応を示した。その結果、交渉は暗礁に乗り上げ、資金援助総額の問題は、交渉の最終段階まで先送り（凍結）されることとなつた。こうして、第 4 次欧州開発基金を通じて、総額 33 億 9,000 万 UA の資金援助を、EEC が ACP 諸国に対して行う旨が合意されたのは、ヤウンデ協定とアルーシャ協定が失効した 1975 年 2 月 1 日、早曉のことであった。

このエピソードに象徴されるように、資金・技術協力をめぐる EEC と ACP 諸国との間の交渉は、現象的には「金銭闘争」という側面を強く保持していた。しかし同時に見落としてならないことがある。それは、長期間にわたる厳しい交渉過程を通じて、EEC と ACP 諸国との間には、南北開発協力の基本的な方向性（基本戦略）についても、以下のような合意が形成されたという事実である。

－資金・技術協力の目的は、ACP 諸国経済の諸セクター間に蔓延している「構造的な不均衡」を是正することにある。それは、当該 ACP 諸国の、経済発展および社会発展に貢献するものでなければならない。

－資金・技術協力は、ACP 諸国自身による努力を「補完」(Complement) するものでなければならない。それはまた、当該 ACP 諸国の特殊性（独自性）に合致するものでなければならない。

－資金・技術協力の対象とされるプロジェクトあるいはプログラムの選定に当たっては、EEC と ACP 諸国が「共同」でその任にあたる。

－資金・技術協力の対象とされるプロジェクトあるいはプログラムの実施に

当たっては、その各段階において当該 ACP 諸国の「積極的な参画」(Active Participation) を旨とする。

- －資金・技術協力の対象とされるプロジェクトあるいはプログラムの遂行に最終的に責任を負うのは当該 ACP 諸国である。
- －資金・技術協力を通じて、ACP 諸国相互間の地域協力、あるいは ACP 諸国と非 ACP 諸国との間の地域間協力を促進する。なおその実現をより確実なものとするために、第 4 次欧州開発基金の 10% 相当額を、地域協力資金としてあらかじめ計上する。
- －資金・技術協力を行うに際しては、最貧開発途上国が直面しているさまざまな困難に配慮し、特別の優遇措置を講ずる。
- －資金・技術協力を行うに際しては、特に農村における草の根レベルでの小規模プロジェクトの支援を図る。

(4) 砂糖およびバナナに関する特別規定

1975 年 2 月 1 日、未明——。徹夜での「マラソン交渉」の結果、EEC と ACP 諸国は、第 4 次欧州開発基金の資金規模について合意した。あわせて両者は、懸案であった砂糖買取保証価格に関してもようやく妥協点に到達した。こうして、第一次ロメ協定締結交渉は最終的な決着をみた。

それではなぜ、砂糖の問題が、資金・技術協力の問題と並ぶ、高度に政治的な争点として交渉の早期妥結を阻む要因となったのであろうか¹⁰⁾。その直接的な理由は、英連邦砂糖協定により歴史的にイギリスから特恵を付与されてきた英連邦開発途上国の処遇をめぐって、複雑な利害関係が交錯したからである。そもそもこの問題は、形式的には、1972 年に調印された EC 加盟条約・付属第 22 議定書において決着済みであった。しかしその具体的な内容に関しては、さまざまな思惑が入り乱れて、合意の成立は困難であった。すなわち、イギリス、ひいては EEC 市場に対する特恵的地位（既得権）の維持を主張する英連邦砂糖輸出国。英連邦砂糖輸出国からの砂糖（甘蔗糖）の大量流入に強い危機意識をもつフランスを中心とする「大陸」の砂糖（甜菜糖）生産国（ルクセンブルク以外の EC 5 カ国は甜菜糖の生産国）。ブリュッセルを舞台として、活

動するさまざまな圧力団体・ロビイスト。世界市場価格の異常高騰を追い風として、より有利な高水準での買取保証価格の設定を強硬に主張する英連邦開発途上国（ジャマイカ）。そしていうまでもなく、英連邦砂糖輸出国の利害を代弁する立場にあるイギリス——。こうして、砂糖をめぐる EEC と ACP 諸国との交渉は、きわめて錯綜したものとなった。

さらに EEC と ACP 諸国との間に妥協、ひいては合意の成立をより困難なものとした背景要因として、次の 3 点が指摘される。——①砂糖をめぐる交渉は、6 カ国体制から 9 カ国体制へと発展を遂げた EC の、新たな南北開発協力体制の基本的方向性を占う重要な試金石と位置づけられた。②交渉では、EEC 共通農業政策による域内農業保護政策そのものが俎上に載せられた。③そもそも砂糖貿易の問題は、ヨーロッパ列強の植民地主義（帝国主義）を象徴するきわめてシンボリックなイシューであった。

ともあれ、このような背景の下で合意された砂糖に関する特別規定——。その骨子は、以下のとおりである。

第一に、「一次産品の輸出」と題する第一次ロメ協定第二編の第 25 条が、「砂糖に関する特別規定」と題する独立の第 2 章として設けられた。それは、当初、砂糖問題の解決こそが輸出所得安定化制度設置の直接的な課題であったという事実を反映している。

第二に、砂糖貿易の基本原理として、*<EEC は、ACP 諸国産の甘蔗糖を、一定の価格で、特定量を、無期限にわたり購入・輸入する。これに対して ACP 諸国は、EEC に特定量の甘蔗糖を供給する>*旨が謳われた。

第三に、第一次ロメ協定・付属第三議定書において、ACP 諸国産甘蔗糖の<購入および供給>に関する EEC と ACP 諸国の<権利・義務関係>の具体的な実施細則（各 ACP 諸国に割り振られる買取保証量や買取価格決定方式等）が規定された。

第四に、EEC を構成する大陸 6 カ国においては、既に甜菜糖の生産を通じて、砂糖の自給自足（時として供給過剰）が達成されていた。したがって、英連邦開発途上国からの砂糖（甘蔗糖）の追加的購入を保証することは、域内農業の保護という EEC 共通農業政策の基本原理からの逸脱を意味した。

ところで、第一次ロメ協定においては、砂糖以外の熱帯農産品に関する特別の規定が設けられた。それは、バナナに関する規定である。バナナは、輸出所得安定化制度による所得補償の対象とされたが、それとは別にバナナに関する付属第六議定書が特別に設けられた。その概要は、次のとおりである。――①ACP諸国が対 EEC バナナ輸出において、現在に至るまで享受してきた優遇措置は、低下させることなく今後も継続させる。②ACP諸国と EEC は共同で、ACP諸国の EEC 向けバナナ輸出促進のための措置を講ずる。とりわけ、バナナの＜生産から消費＞へと至る全工程を対象として、ACP諸国との対 EEC バナナ＜輸出能力＞強化に向けて投資の促進を図る。③ACP諸国と EEC 向けバナナの輸出促進は、伝統的な EEC 市場だけではなく、新たな EEC 市場をも対象とする。④ACP諸国と EEC は、以上の諸目的の実現に向けて、常設合同組織(Permanent Joint Group)を設置する。

それではなぜ、第一次ロメ協定において、このようなバナナに関する特別規定が設けられたのであろうか。その背景は、以下のとおりである¹¹⁾。――①バナナを生産し、EEC に輸出する ACP 諸国ほとんどは、脆弱なモノカルチャーニー経済に苛まれており、対 EEC バナナ輸出は、外貨獲得源として死活的な重要性を担っている。②ACP 諸国のバナナ (ACP Banana) は、小規模・零細經營の下で生産されており、国際競争力はきわめて弱い。EEC 構成国が国内で生産するバナナ (Community Banana) も同様である。③アメリカ系巨大多国籍企業が中南米等の大規模プランテーションで生産するバナナ (Dollar Banana) は、きわめて強力な国際競争力を保持しており、EEC がバナナの輸入自由化を行った場合には、Dollar Banana が EEC 市場を一挙に席巻することになろう。④EEC は、アメリカとならぶ世界最大のバナナ輸入市場のひとつであるが、EEC 構成国はそれぞれ独自のバナナ輸入政策を展開しており、EEC としての共通バナナ政策は構築されていない。⑤EEC 構成国は、完全自由化を基本原理とする西ドイツを唯一の例外として、基本的に保護主義的なバナナ政策を展開している。すなわち、特恵貿易取り決め基づき、ACP Banana を積極的に輸入する反面、Community Banana や ACP Banana 保護の観点から、Dollar Banana に対しても、関税・輸入許可制・輸入数量枠の設定等の保護主義的な措置を講じ

て、EEC 市場へのアクセスを厳しく規制している。⑥EEC 構成国による保護主義的なバナナ輸入政策に対しては、自由・無差別・多角主義という GATT の基本原理を大義名分として、アメリカが激しく批判している。また ACP 諸国自身、EEC に対する依存体質が定着し、コスト削減や品質改良・・・等、国際競争力の強化に向けた自助努力が積極的に行われるまでに至っていない。

(5) 制度化

国際的連帯の精神に基づき、完全な平等を基礎として、緊密かつ永続的な協力関係を構築する。——第一次ロメ協定・前文冒頭の一節。これを単なる政治的レトリックあるいは空念仏に終わらせないためには、理念の実現を担保する制度的な枠組みが不可欠であった。とはいえ、第一次ロメ協定締結交渉において、制度化の問題は主たる議題ではなかった。

そもそも制度化に強い関心を示したのは EEC であった。EEC は、協力関係の<共同運営>という、新しい南北開発協力関係を実体化するものとして、制度化の推進、さらにはその定式化を図った。他方、これに対する ACP 諸国の対応は消極的であった。ACP 諸国が示したのは、ヤウンデ協定下の制度的枠組み、すなわち「連合」(Association) および「議会会議」(Parliamentary Conference) の継続に対する異議申し立てにとどまった。前者に関しては ACP 諸国、とりわけ英連邦開発途上国が、<支配－従属>関係という植民地主義時代の残滓が色濃く感じられるとして、「連合」という言葉の使用に強く反発した。ただしそれは多分に、手垢のついた政治的ジャーゴンに対する心情的な反発という側面をもつものであった。これとは対照的に、後者に対する ACP 諸国の反対は、EEC との経済協力関係の実質に関わっていた。ACP 諸国は、「議会会議」の設置は、EEC との政治的な結び付きの強化につながるとして難色を示した。そもそも「議会会議」という発想自体、ACP 諸国の政治的現実にそぐわないというのが正直なところであった。

ともあれ、交渉の最終段階において制度化の問題が議論され、EEC と ACP 諸国の合意事項は第一次ロメ協定第六編「制度」として、以下のように規定された。

第一に、ロメ・レジームの最高意思決定機関として、閣僚理事会を設置する。

それは、EEC 構成国とACP諸国の閣僚、およびEC委員会委員から構成され、第一次ロメ協定の運用に関して、両当事者に対して強制力のある決定を下す。なお、第一次ロメ協定の＜枠外の問題＞であっても、EECおよびACP諸国の＜相互利益＞に関わる経済的・技術的问题については、双方が合意のうえで意見交換をすることができる。

第二に、閣僚理事会を補佐する機関として、大使委員会(Committee of Ambassadors)を設置する。それはEEC構成国とACP諸国の代表、およびEC委員会の代表から構成され、閣僚理事会の付託に基づき、第一次ロメ協定の運用に関わるさまざまな委員会・作業部会の活動を監督する。

第三に、第一次ロメ協定の運用に対する民意の尊重という立場から、諮詢議会(Consultative Assembly)を設置する。それは、EECの代表とACP諸国の代表（それぞれ同数）から構成され、EECの場合は、欧州議會議員から選任される。ただしACP諸国の場合、議員の選任は、ACP諸国政府の任命によるものとし、必ずしも議員に限定しない。

1975年2月28日に調印された（第一次）ロメ協定は、1976年4月1日に発効した。有効期間は、調印の日から5年間——すなわち、1980年3月1日には失効。その18カ月前に、EECとACP諸国は、両者間の関係を定めた諸規定の検討(Examine)を目的とする交渉に着手するものとされた。

V-2 第二次ロメ協定——動搖する新モデル

EECとACP諸国との間のロメ協定「検討」交渉は、1978年7月24日に開始され、15カ月後の1979年10月31日、新協定の調印により終了した。なおACP諸国の中には、スーダンの首都ハルツームを新協定の調印場所とするよう求める動きもあったが、最終的には、＜新協定には、質的に新しいものは存在しない。したがって、従来どおりロメの方が妥当である¹²⁾＞とする意見が大勢を占めた。こうして、第二次ロメ協定の誕生へと至ったのである。

それでは、この第二次ロメ協定は、どのような評価で迎えられたのであろうか。第二次ロメ協定の調印式当日、英紙Financial Timesは、「満足感の後の挫

折感——南北協力に対する」と題して、以下のように論評した。

5年前、かつてのドイツ植民地トーゴの首都ロメで、EECと46カ国の開発途上国は、南北間の開発協力において画期的とされる協定に調印した。EECと開発途上国の双方とも、この協定を高く評価し、自画自賛した。EECは、他の先進工業国に対して、いかに対等なパートナーシップを基礎に、EECが第三世界の開発を支援するものであるかを誇示してきた。アフリカ、カリブ海、太平洋のACP諸国——その多くは、かつての植民地であるが——は、国家の寄せ集めを、より強力な国家連合へと収斂・発展させることに成功し、旧来の植民地関係のあらゆる因襲から解放された、対等なパートナーとして、EEC諸国との間に関係を構築するに至ったと考えた。

しかし、これまでの成果は限られたものでしかなく、それは大きな期待に対する幻滅を膨らませるだけであった。本日の午後、EEC9カ国と、現在では57カ国にも達するACP諸国の閣僚たちが、第二次ロメ協定に調印するために再び集まろうとしているが、その雰囲気は、第一次ロメ協定調印の時とはかなり異なったものとなろう¹³⁾。

また、第二次ロメ協定の部分的発効前日の1980年2月29日、英紙The Timesは、「EECとの特権的な関係」という見出しの下に、次のような記事を掲載した。

ACP諸国からみた場合、第一次ロメ協定は約束されただけの利益をもたらすものではなかった。そこでACP諸国は、大幅に改善された——まったく新しい——協定の締結を主張した。またACP諸国は、EECによる人権問題の強調——これは主としてイギリスの主張によるものであるが——および、人権侵害の認められる国に対しては援助を一時停止すべきである、とするEECの提案に対して強い不快感を抱いた。

他方、EECに目を転じると、9カ国は景気の後退・・・等、さまざまな国

内問題の山積という状況下にあって、ACP諸国の要求に対して、より寛容な態度をとり得る雰囲気ではなかった。9カ国からみた場合、第一次ロメ協定はこれまで申し分なく機能してきており、ほんの数カ所程度、微調整をほどこせば十分なものであった。

交渉は長引き、かつ苛烈なものであった。最終的には、歩み寄りがみられ、妥協が成立したが、それは概ね EEC に有利なものであった。人権問題は、協定から除外されたが、その代償として ACP 諸国は、協定を根本的に修正しようという願望を放棄せざるをえなかつた。ロメでの調印式典において、ACP 閣僚理事会議長 Bernard St John (バルバドス外相) は、“深い苛立ち”を表明したのであった¹⁴⁾。

以上の二つの記事に共通する認識——。それは、①僅か数年前に一世を風靡したく南北対話>が、瞬く間に色褪せた過去の神話となり、南北開発協力関係の基調は、再び<パワー vs. パワー>という権力関係へと回帰しつつある。②第二次ロメ協定は、そうした南北関係のめまぐるしい動きを反映しており、南北開発協力関係における新モデルとしてのロメ・レジームに対する信認は揺らいでいる——というものであった。

このような指摘は、はたしてどこまで正鵠を射ているのであろうか。南北開発協力の新しいモデルとして歓呼の声で迎えられた第一次ロメ協定。それとは対照的に、苛立ちと失望という激しいブーイングに晒された第二次ロメ協定。この落差は、何に起因するのであろうか。以下、二つの位相から検討してみよう。

(1) 交渉の基本構図

第一次ロメ協定締結交渉は、交渉の妥結まで 18 カ月を要した。他方、第二次ロメ協定締結交渉の場合、15 カ月を費やして最終合意にこぎつけた。交渉は、きわめて熾烈であり、EEC と ACP 諸国は、相互に不信感を肥大化させていった。

そもそも、第一次交渉はゼロ、というよりはむしろ負の遺産の解消という<マイナスからの出発>であり、しかも EEC のカウンターパートとしての

<ACP グループ>は、「外圧」により形成された未成熟な存在に過ぎなかつた。これとは対照的に、第二次交渉は、ロメ協定という「共通の場」を舞台として行われた。しかも ACP 諸国は、ジョージタウン協定（1975 年 6 月調印）に基づき<制度化>され、法人格を保持する<ACP グループ>として、当事者能力を獲得していた。

このように、第二次ロメ協定締結交渉は、新国際経済「無」秩序 (New International Economic Disorder) 状態の恒常化、パリを舞台として繰り広げられた国際経済協力会議 (CIEC, Conference on International Economic Cooperation) の失敗、UNCTAD 総会の混迷・・・という厳しい構造的制約条件の下で行われたとはいえ、ある意味では、交渉のスムーズな進展を可能とする好条件にも恵まれていた。にもかかわらず、第二次ロメ協定締結交渉が、停滞・紛糾したのはなぜであろうか。その直接的な理由として指摘されるのは、以下の 2 点である。

第一の理由は、交渉に対する基本的な認識が、EEC と ACP 諸国との間で、著しく乖離したことである。

EEC にとって、交渉の基本的な課題は、現行ロメ協定の部分的な修正あるいは微調整という「更新」(Renewal) に他ならなかつた。それは、1973 年以降、開発援助担当 EC 委員として第一次ロメ協定締結交渉を主導し、引き続き EEC を代表して ACP 諸国との間で、協定の「検討」作業を行つた Claude Cheysson が、交渉開始直前の 1978 年 2 月、「(ロメ協定) 運用の経験は、まだきわめて浅いものでしかない。したがつて、根本的な変更を考えるには時期尚早である。交渉における課題は、むしろ、必要に応じて制度の強化、修正、完成、補正を図ることであろう¹⁵⁾」と強調したことに示されている。EEC は、「調整」(Adjustment), 「改善」(Improvement), 「強化・補強」(Consolidation and Reinforcement) をキーワードとして交渉に臨んだのである¹⁶⁾。

これに対して、ACP 諸国は、現行ロメ協定とは根本的に異なる新しい協定を締結するための「再交渉」(Renegotiation)として、交渉を位置づけた。ACP 閣僚理事会議長 Percival Patterson (ジャマイカ外相) が、交渉開始式典において、「ACP 諸国は、ロメ協定を“歴史の到達点”とは考えていない。その理由

は、たとえこんにち革新的と思われることでも、それはすぐにごく当然かつ一般的なこととなり、さらに明日になれば、まったく時代遅れなものになってしまう、ということがよくあるからである。1980年代は、“革新的アプローチ”を必要としている。したがって交渉は、たんにロメ協定に“新しい装い”をこらすものに終わってはならない¹⁷⁾と強調したのは、交渉に臨むACP諸国の強い意気込みを吐露するものであった。ACP諸国にとっては、第一次ロメ協定は、あくまでも第一歩（通過点）でしかなく、交渉を通じてさらに大きな第二歩へと踏み出すこそ重要な課題とされたのである。それは、第一次ロメ協定の実施状況に対するACP諸国の不満・幻滅を反映していた。それはまた、ある意味では、グローバル・レベルにおける＜南北対話＞の失敗を、地域レベルにおいて挽回しようと試みるものでもあった。

こうした“誤解”(Misunderstanding)に基づく交渉——。それは、EECとACP諸国との間に、さらなる誤解、ひいては不信感を増幅させていった。しかもその過程で、悪循環のスパイラルを断ち切るネガティブ・フィードバックは有効に機能しなかった。

第二の理由は、交渉のアジェンダ（議題）をめぐる齟齬、およびそれと連動した相互不信感の拡散である。いうまでもなく、EECとACP諸国の交渉において「共通の場」（中核的なアジェンダ）を構成したのは、ACP諸国の経済的・社会的発展を課題とする1975年のロメ協定である。ところが現実の交渉は、「共通の場」から逸脱して、むしろ「周辺的なアジェンダ」に忙殺・搅乱されていった。交渉においてEECは、人権問題および投資保護の問題を議題として提起した。これに対してACP諸国は、激しい拒絶反応を示した。ACP諸国は、これら国家主権の根幹にも関わる高度に政治的な問題を交渉の議題に含めようとするEECの試み自体、信義誠実の原則を旨とする＜対等なパートナー間の交渉＞に対する背信行為として強く反発した。こうして、「ロメ精神」(Spirit of Lomé)は後景に退き、それに替わって、対決を基調とする＜不信の体系＞が交渉の基調となっていました。

それではなぜEECは、あえてこうした政治的争点を交渉の議題にしようとしたのであろうか。まず人権問題に関しては、1977年1月に発足したアメ

リカ・カーター政権による「人権外交」が、その背景要因として指摘される。カーター・アメリカ大統領は、「人権外交」の名の下に、公然とソ連の反体制派を鼓舞し、ソ連国内におけるユダヤ人に対するブレジネフ政権の人権侵害を糾弾した。こうして人権問題をめぐる国際世論は一挙に沸騰し、人権問題は、ハイ・ポリティカル・イシューの一翼を担うこととなった。それは、国際的なタブーに対する果敢な（無謀な？）挑戦であった。

政治的争点としての人権問題の再認識——。このような国際社会の変化を受けて、歴史的に人権擁護に強い問題関心を保持してきた EEC は鋭く反応した。そこで問題とされたのは、ウガンダや中央アフリカにおける、露骨な人権侵害（反対勢力に対する、中央政府による武力弾圧）であった。両国は、いずれもロメ協定の原締約国であり、ロメ・レジームの下で EEC から包括的な支援を受けている。このような事態を座視していいのか。「人権外交」を追い風として、EEC の世論は沸騰した。そして、<EEC の援助が被援助国の人権弾圧に利用されるような事態に対しては、EEC としても積極的に対処すべきである。援助を人権擁護のための有効な手段として活用すべきである。EEC は、人権が保障されない国に対しては、援助を一方的に停止する権利を制度的にも確保すべきである>という考えが世論の強い共感を獲得していった¹⁸⁾。

こうした域内世論の支援（圧力？）を受けて、EEC は、これまでタブー視されてきた政治的介入に踏み込んでいった。それは、次のような論理構成に基づくものであった。——開発援助が効果的に機能するためには、被援助国の内部に一定の政治的・経済的・社会的な受け入れ体勢が整備されなければならない。そしてこの点に関して、援助供与国が被援助国に対して一定の発言権を留保するのは当然である。とりわけロメ・レジームは、契約関係に基づくものであり、それは権利と同時に義務をともなう。その限りにおいて、一方の当事者が提起する関心事に対して、他方の当事者が、それを議題としてとりあげ、検討の対象にすることは道義的な義務である。EEC が、ACP 諸国における労働条件の問題をとりあげれば、それに対して ACP 諸国は、EEC 域内における外国人労働者の問題を提起すればいい。こうした相互的な関係こそ、望ましい契約関係といえよう。

このような EEC のイニシアティブに対する ACP 諸国の反応は、きわめて否定的かつ疑惑に満ちたものであった。それは、Europe 誌 (1978年9月13日) の次のような記述に示されるとおりである。——「人権に関する規定を協定に挿入しようとする共同体のイニシアティブは、ACP 諸国からはきわめて強い不信の念で受けとめられている。ACP 諸国の殆どは、『EEC は ACP 諸国の行動に対して最終的な判断を下し、かつ制裁や懲罰を ACP 諸国に対して課する権利を留保することを目的としているのではないか』という印象を抱きつつある。さらに、『人権条項の挿入を通じて EEC は、自己の価値観や政治制度を ACP 諸国に押しつけようしようとしているのではないか』という疑惑さえ表明されるに至っている¹⁹⁾」。

ACP 諸国は、「政経分離」の立場を強く主張し、EEC による「経済の政治化」(Politicization of Economic Issues) に対しては、それを峻拒したのであった。

投資保護の問題も、EEC が提起した議題であった。それに対する ACP 諸国の反応は、人権問題に対する場合と同じく、きわめて否定的であり、交渉全体の雰囲気を厳しいものとした。そもそも EEC がこの問題を提起した背景には、鉱業部門における、EEC 企業による対開発途上国投資の著しい減少という事実があった。それは、世界経済の後退、激しい市場変動、経済の先行き不透明感・・・といった伝統的な阻害要因だけでは説明できない事態であった。そこで EEC は、「非経済的因素」、すなわち開発途上国経済運営の基本戦略のあり方、法制度の問題、国家運営の要となる官僚機構の問題・・・等の「政治的因素」に着目し、交渉において EEC 企業による対 ACP 諸国鉱業投資を促進・保証するための諸措置を検討するよう主張した²⁰⁾。これに対して ACP 諸国は、主権侵害として強く反発した。このような ACP 諸国の否定的反応にもかかわらず、EEC は執拗に投資保護のための規定を設けることを主張した。その結果、EEC と ACP 諸国が最終的に合意に到達したのは、署名式典当日の早朝であった。

(2) 協定の基本構図

1979年10月31日、EEC9カ国とACP諸国58カ国は、トーゴの首都ロメで第二次ロメ協定に調印した。それは、全11編191条からなる主要規定。それ

に付属する7つの議定書と最終議定書——。こうして第二次ロメ協定は、少なくとも量的には、第一次ロメ協定を大きく凌駕するものとなった。

ところが第二次ロメ協定を取り巻く雰囲気は、1975年2月とは大きく様変わりしていた。<ロメ・フィーバー>は、<シニカルな現実主義>に主役の座を奪われた。それは、ACP 閣僚理事会議長 Bernard St John (バルバドス外相) の、次のような調印式典での演説に象徴されている。

あらゆる交渉において妥協が必要であるということは真実であり、また衆知の事実でもある。しかしその反面で、すべての妥協が必ずしも常に原則の放棄を意味するものとは限らないということは、それほどよくは理解されていない。交渉に携わったわれわれの誰一人として、追求したものすべてを獲得することができず、われわれは全員、期待を満たされることなく会議のテーブルを後にしたのである。

たとえこの自明の理を受け入れるとしても、なおかつわれわれ ACP 諸国は——幻滅と失望には慣らされているとはいえ——以下の諸点において深い苛立ちから逃れることはできなかった。すなわち，“ACP 諸国産の農産品——それは、EEC からみれば微々たるものに過ぎないかもしれないが——の共同体市場へのフリー・アクセス、および ACP 諸国産の半加工製品に対する原産地規則の大幅な緩和” というわれわれの正当な要求に対して、共同体が遂に積極的に応じ得なかったという事実に強い不満を禁じえない²¹⁾のである。

それではもう一方の当事者である EEC は、第二次ロメ協定をどのように評価したのであろうか。開発協力担当 EC 委員 Claude Cheysson は、ACP 諸国の強い不満に対してそれなりの理解を示したうえで、危機的経済状況の下で EEC が²⁵ ACP 諸国の要求に対して行った譲歩は、高く評価されてしかるべきとの認識を表明した。そのうえで彼は、第二次ロメ協定の締結により、EEC と ACP 諸国との関係は、<実験段階から、ロメ政策 (Lomé Policy) へと発展>したと自画自賛した²²⁾。

Lomé I から Lomé II への移行——。両者を結びつける媒介変数は<妥協>であった。換言すれば、<妥協>の産物としての第二次ロメ協定の締結——。それは、<ロメ政策への発展>という評価に値するのであろうか。以下、協定に依拠しながら、第二次ロメ協定の基本構図を明らかにしてみよう。

① 前文

第二次ロメ協定の前文には、次のような一節がつけくわえられた。——EEC と ACP 諸国は、ACP 諸国の経済発展および社会進歩 (Social Progress) のために、ひいては ACP 諸国の人々 (Populations) が享受できる安寧・福祉 (Well-Being) をよりいっそう充実したものとするために、今まで以上にともに手を携えて協力することを決意した。

このさりげない文言は、政治的にはきわめて重要な意味をもっていた。すなわち、第二次ロメ協定締結交渉において、<隠されたアジェンダ>として交渉の政治化を加速した人権問題が、婉曲なかたちで言及されたのである。既述のように、人権問題に対する ACP 諸国立場は、一貫して、それを峻拒するというものであり、EEC との溝は最後まで埋まらなかった。その結果、第二次ロメ協定においては人権問題に関する直接的かつ明示的な言及は意識的に回避された。ただし妥協の産物として、前文にこの一節が挿入されたのである。加えて、協定の調印式典において、EEC および ACP 諸国の代表がこもごも人権問題に言及し、<隠された争点>と揶揄された人権問題に対する強い関心を表明した。それは人権問題に対する国際世論の高まりを強く意識するものであった。とりわけ ACP 諸国は、人権問題そのものに対しては決して無関心ではないことを国際社会にアピールする必要があった。調印式典において、ACP 閣僚理事会議長 Bernard St John が、国連憲章や OAU モンロビア宣言 (1979 年 7 月)，英連邦首脳会議ルサカ宣言 (1979 年 8 月) を引き合いにだして、<ACP 諸国もまた人権の擁護を強く熱望するものである。そもそも ACP 諸国間の関係は、正義・自由・平和・人間の尊厳 (Respect for Human Dignity) を基礎とする原理に基づいて構築されている>と強調したのは、ACP 諸国の行動を正当化し、ネガティブ・イメージの払拭を図るものであった²³⁾。

② 通商協力

EEC と ACP 諸国との間の貿易、ひいては通商協力の問題は、第一次交渉の場合と同じく、第二次交渉においても中核的な争点となり、両者は「EC 委員会-ACP 大使」レベルでの実務協議、さらには高度に政治的な「閣僚レベル」協議において激しい攻防を展開した。その理由は、ACP 諸国にとって、EEC との貿易の促進が死活的な重要性をもっていたからであり、それに加えて、貿易問題は、ロメ・レジームそのものの歴史的存在意義を問うものであったからである。そこで具体的に問題となったのが、第一次ロメ協定の下における ACP 諸国の対 EEC 輸出実績の評価であった。

EEC の基本的な立場は、次のとおりであった。——ロメ協定により、EEC 市場は ACP 産品に対して、ほぼ完全に開放された。EEC 市場に向けて輸出される ACP 産品の約 99% は、EEC 市場へのフリー・アクセスを保証されている。EEC 共通農業政策により保護の対象とされている ACP 農産品に対しては輸入制限措置がとられているが、その影響をうけるのは全体の約 1% 弱でしかない。また、セーフガード規定や原産地規則という輸入制限措置が設けられているのは事実であるが、前者に関しては、EEC はそれを保護主義的な手段として行使する意思は毛頭ない。後者についても、その目的は、非 ACP 諸国が EEC からの関税特恵を不当に享受することを防止しようとするものである。総体的にみて、ロメ協定により EEC と ACP 諸国の貿易関係は大きく前進しており、新たにつけ加えなければならないものは見出せない。

これに対して ACP 諸国は、以下の論拠に基づき、貿易規定の根本的な見直しを強く主張した。——(a) ACP 産品の約 75% は、EEC 共通対外関税、GATT 関税一括引き下げ交渉、EEC 一般特恵制度により、本来的に EEC 市場へのフリー・アクセスが認められている。したがって、ロメ協定を通じて、ACP 諸国に対して特別に貿易上の優遇措置が付与されているとはいえない。(b) 全体的にみた場合、EEC 共通農業政策により EEC 市場へのアクセスが制限されている ACP 農産品の占める比重は、必ずしも大きくはない。しかし EEC 共通農業政策により保護の対象とされている農産品の輸出に全面的に依存している一部の ACP 諸国にとっては、輸出の成否が死活的な重要性をもっているという事実を見落としてはならない。(c) ACP 諸国に付与する特恵を条件つきなが

ら一方的に停止する権利を EEC に認めるセーフガード規定は、貿易の安定的かつ持続的な発展を阻害するものである。また、原産地規則は、運用がきわめて厳格であり、事実上、非関税障壁として ACP 諸国の対 EEC 輸出を阻害している。

こうして貿易、通商協力をめぐり EEC と ACP 諸国は真っ向から対立した。しかし最終的には EEC 優位のかたちで決着が図られ、第一次ロメ協定の基本枠組みが踏襲された。セーフガード規定の撤廃要求に対する EEC のガードはきわめて固く、結局、(a) セーフガード規定を発動する場合には、EEC は事前に ACP 諸国と協議する（第13条）、(b) EEC は、セーフガード規定を保護主義的な目的、あるいは ACP 諸国の構造的発展を阻止する目的で発動しない（第12条）旨の規定を新たに設けることで存続が合意された。原産地規則をめぐる駆け引きも同様であった。ACP 諸国の大額な緩和要求に対して EEC はく後発開発途上国の利益を特に考慮に入れ、適宜その適用を差し控えるというかたちで運用に弾力性をもたせる旨を約束することで ACP 諸国的要求をかわした。

もっとも、交渉を通じて ACP 諸国も EEC から一定の譲歩を引き出すことに成功した。EEC 共通農業政策による保護の対象とされていた幾つかの農産品に関して、大幅な自由化が認められた。それは、個々の ACP 諸国の特殊性に配慮するものであった。同様に、ACP 諸国による対 EEC 牛肉輸出に関しても、長期的な視点からの輸出安定化措置がとられた。

③ 輸出所得安定化制度と SYSMIN

第一次ロメ協定の新機軸として脚光を浴びた輸出所得安定化制度、すなわち STABEX も第二次交渉における重要な争点であった。ACP 諸国は、STABEX を真に革新的なものとするためには、その根本的な変革が不可欠との立場をとった。これに対して EEC は、STABEX の運用実績を高く評価し、不都合が明らかとなった部分に関してのみ、修正を行えば十分との立場をとった。こうして、STABEX をめぐる ACP 諸国と EEC の主張は真っ向から対立したが、とりわけ両者間に大きな亀裂をもたらしたのが以下の諸点であった。——(a) 補償対象：鉄鉱石を唯一の例外として、STABEX による補償の対象は、農業一

次產品に限定されていた。これに対して、STABEX の恩恵から排除されてきた ACP 諸国からは、農業一次產品偏重を改め、新たに鉱業一次產品、サービス業、観光業をも補償対象に含めるべきだとする声が沸きあがった。他方で、ACP 諸国農業の多様性を考慮して、農業一次產品の範囲を拡大すべきだとする声も小さくなかった。(b) 補償要件：ACP 諸国は、補償要件の大幅な緩和を求めた。それと同時に ACP 諸国は、個々の対象品目毎に補償要件の充足が求められるという STABEX の「品目別アプローチ」そのものに疑問を投げかけた。(c) 実質的補償：ACP 諸国は、インフレの昂進による補償額の目減りに対する懸念から、工業製品価格とのリンク、あるいは目減り額の補填という措置を通じて、補償を「名目」から「実質」へと転換するよう求めた。その一環として ACP 諸国は STABEX 基金の大幅な増額を主張した。(d) 共同運営：ACP 諸国は、STABEX による補償が必ずしも自動的に行われていない、また実際に補償金が支払われるまでにはかなりの時日を要している——という実態を批判し、ACP-EEC 合同協議機関による STABEX の共同運営を主張した。(e) 補償資金の自由使用：ACP 諸国は、STABEX に基づき供与される補償資金に関しては、被供与国の自由使用が認められるという原則の再確認を求めた。

このような ACP 諸国の攻勢——。しかしそれに対する EEC の対応はきわめて強固であった。その結果、STABEX の基本構造は、第二次ロメ協定においても堅持された。というよりもその実態は、逆説的ながら、守勢に回った EEC が、自己の基本哲学をより明確なかたちで協定の文言に反映させることに成功したのであった。すなわち、第二次ロメ協定においては、<ACP 諸国の購買力 (Purchasing Power) の確保を図り、もって ACP 諸国の人々の経済的・社会的発展を支援する>と STABEX の目的がいっそう具体化された（第 23 条 1 項）。そのうえで、<補償資金は、補償の対象となったセクターにおいて使用すること。他のセクターにおいて使用する場合には、ACP 諸国経済の多角化に寄与し、その経済的・社会的発展に資するものでなければならない>と資金の使用方法に大枠が設定された（第 23 条 2 項）。さらに、第一次ロメ協定と同じく、第二次ロメ協定においても、補償資金の使用方法は、最終的には ACP 諸国の自由裁量権に委ねられる旨が確認されたが、そこでも大枠が新たに設け

られた。すなわち、(a) 第 23 条に規定された STABEX の基本目的に合致すること。(b) ACP 諸国は、EC 委員会に対して「事前」に補償資金の使用方法に関する通報すること。(c) 振替協定の調印から 12 カ月以内に、ACP 諸国は EC 委員会に対して資金の使途に関して報告を行うこと——が規定されたのである（第 41 条）。これらの諸規定は、EEC の強い意向を反映するものであり、ACP 諸国の行動に一定の歯止めをかけようとする試みに他ならなかった。

とはいっても、交渉には＜妥協＞がつきものであり、EEC も ACP 諸国の要求に対して一定の譲歩を行った。まず、新たに 10 品目の農業一次産品が STABEX による補償対象に追加された。その結果、第二次ロメ協定において STABEX の対象範囲は 44 品目へと拡大された。また STABEX 基金は、「名目」で 45% 増額され、補償要件や返済条件の緩和も図られた。さらに本来 STABEX による補償の対象とされるのは、ACP 諸国の対 EEC 輸出であるが、(ACP-EEC) 閣僚理事会の決定により、ACP 諸国相互間の輸出、さらには全世界向け輸出を対象とすることも可能である旨が規定された（第 27 条および第 46 条 3 項）。

このように、ACP 諸国は、EEC との交渉を通じて STABEX の修正（改善）をかちえたが、なかでも第二次交渉の「成果」として注目されたのが SYSMIN の新設であった²⁴⁾。

既述のように、ACP 諸国は、STABEX の対象範囲を鉱業一次産品にまで拡大することを強く求めた。それは、ザンビア、ギニア、リベリア・・・等、輸出の大部分が鉱業一次産品で占められている国々の強硬な主張を反映するものであった。これに対する EEC の反応は微妙かつ複雑であった。一方において EEC では、1973 年秋の石油危機の教訓から、資源安全保障の確保が急務の課題とされ、ACP 諸国、とりわけアフリカ諸国からの鉱業一次産品の輸入安定化に向けた多角的・包括的な保証措置が模索されていた。第二次交渉において EEC が投資保護の問題を提起したのは、その一環であった。ところが他方において EEC は、財政負担の増大に対しては非常に強い危機意識を抱いていた。こうして EEC は、財政負担の大幅増大をともなう STABEX の拡大には断固反対との立場を貫き、対案として提示したのが、鉱業一次産品を対象とする新たなスキームの設立であった。EEC は、多国籍企業による支配等、鉱業セク

ターに特有の背景を強調し、輸出所得の補償という「対症療法」的アプローチではなく、鉱産品問題に対する「根本（原因）療法」的アプローチの採用を標榜して、独自のスキームの設立を提案した。この代替案に対する ACP 諸国の反応はきわめて否定的であった。とはいえ、最終的には ACP 諸国は、“イエスかノー”という二者択一のかたちで EEC の提案を受け入れざるをえなかつた。

「鉱産品」と題する第二次ロメ協定第三編。それを構成する全 11 条の諸規定——。それが、新設された SYSMIN (System for Mineral Products) である。それは STABEX とは大きく様変わりしており、その骨子は、以下のとおりである。——(a) SYSMIN の目的は、経済全体が鉱業セクターに大きく依存している ACP 諸国の鉱産品輸出能力 (Capacity) が、不可抗力（政治的動乱、自然災害、国際市場価格の低迷等）により減退し、その結果として、輸出所得が減少し、ACP 諸国が経済的困難に陥った場合、それからの回復支援を目的として、EEC が当該 ACP 諸国の鉱産品生産・輸出能力 (Production or Export Capacity) の維持・回復のために資金援助を行うことにある。(b) SYSMIN による資金援助の対象とされるのは、銅、コバルト、ボーキサイト・・・等の 7 品目である。鉄鉱石は、第二次ロメ協定の失効後、STABEX から SYSMIN へと移管される。(c) SYSMIN による資金援助は、EC 委員会が管理する基金を通じて行われる。なお資金援助の申請は EC 委員会に対して行われ、EC 委員会は、当該 ACP 諸国と協議のうえで可否の決定を下す。(d) SYSMIN による資金援助を受けるためには、当該鉱産品の生産能力あるいは輸出能力が 10% 以上低下するという「重大な減退」(Substantial Fall) をきたすか、あるいはそうした事態の出現が予想されなければならない。(e) SYSMIN による援助資金は、EC 委員会の定めるプロジェクトあるいはプログラムにおいて使用することが義務とされており、ACP 諸国による資金の自由使用は認められない。

このように STABEX と較べた場合、SYSMIN には輸出所得安定化という、一次産品問題の基本的課題に対する挑戦姿勢が希薄である。他方で、SYSMIN の運用過程において、EEC による ACP 諸国に対する影響力の行使が制度化され、「条件つき援助」(Aid on Condition) という色彩がきわめて濃厚になってい

る。第二次ロメ協定最終議定書・付属書 XLIIにおいてACP諸国が、<SYS MINは、鉱產品の輸出所得安定化というACP諸国の要求を満たすものではない。ACP諸国は、SYSMINの早急かつ全面的な再検討に、EECが合意することを求める>旨を一方的に宣言したのは、こうした事情をものがたっている。

④ 投資

EEC（構成国の民間企業）からACP諸国（の鉱業部門）に対して行われる投資（保護）の問題は、高度に政治化した“ハイ・ポリティカル・イシュー”として第二次交渉全体に暗雲を投げかけた。それはACP諸国の国家主権に抵触するものであり、<妥協>の成立は容易ではなかった。とはいえ、最終的には「投資」と題する規定（全5条）が第二次ロメ協定第四編として新設され、以下の諸点が謳われた。——(a) EEC民間企業は、投資を通じてACP諸国における産業発展(Industrial Development)の促進を図る。(b) EEC民間企業は投資を行うに際して、ACP諸国の開発目標と優先順位、および外国資本に関する法律や規制を遵守する。(c) ACP諸国は、EECとの投資協力を効果的なものとするために必要とされる措置をとる。(d) EECとACP諸国は、開発協力の促進に投資が重要な役割を担うとの共通の認識に基づき、「両者にとって望ましい」(Mutually Desirable)と思われる分野を対象として、投資促進のための措置を講ずる。(e) ACP諸国は、EECとの投資に関する協定の締結に際しては、「無差別待遇の原則」を適用する。ただしそれはあくまでも、2国間投資協定(Bilateral Inter-Governmental Investment Agreements)を基礎とする（最終議定書・付属書 IX）。

このように投資に関する規定は僅か5条にとどまり、しかもその内容は曖昧かつ一般的なものに終始した。交渉において最もデリケートな争点となった鉱業部門に対する投資の問題は、敢えて言及されなかつた。さらにいわゆる投資保護協定についても、<EEC-ACP諸国>レベルではなく、主権国家間レベルにおける専権事項である旨が確認された。

⑤ 農業協力

第一次ロメ協定においては、産業協力(Industrial Co-operation)に関する諸規定が独立した1編として設けられた。そこでは、<EECとACP諸国は、ACP

諸国の産業発展が急務の課題であることを認識し、効果的な産業協力を実現するためには必要とされるあらゆる措置を講ずることに合意する旨が謳われた（第26条）。具体的には、技術移転の促進、ACP工業製品のための市場開拓、EEC民間企業のACP諸国への進出促進・・・等が重点項目として強調され、それを達成するための制度的枠組みとして産業協力委員会（Committee on Industrial Co-operation）と産業開発センター（Centre for Industrial Development）の設置が規定された。こうした産業協力重視の立場は、第二次ロメ協定においても堅持された。

ところが、農業協力の問題は、幾分これとは様相を異にした。いうまでもなく第一次ロメ協定において、ACP諸国の農業問題は最重点課題のひとつであった。それは、輸出所得安定化制度の新設、ACP農產品の対EEC輸出に対する特別措置、さらには第4次欧州開発基金による農業セクターに対する手厚い資金援助・・・等に示されるとおりである。とはいっても第1次ロメ協定においては、農業問題は随所で散発的に言及されるにとどまった。農業問題が、独立して1編として規定されたのは第二次ロメ協定においてであった。

第二次ロメ協定第六編。——第二次ロメ協定の新機軸のひとつとも目される「農業協力」に関する規定の骨子は、以下のとおりである。

—農業協力の目的は、(a)農村開発の推進、(b)国内消費および輸出のための農業生産の改善と拡大、(c)国民に対する安定した食糧供給の確保——を実現しようとするACP諸国の努力を支援することにある。

—農村開発は、(a)農村に住む人々の生活水準の向上、(b)食糧安定供給の確保および生存に不可欠な栄養水準の確保、(c)生産性の向上および活動の多様化、(d)生産現場における高付加価値化の促進、(e)一元的な保健・教育システムの構築を通じた、農村の社会的および文化的の発展、(f)農村の人々の自立能力の強化——に寄与するものでなければならない。

—農業・農村協力技術センター（Technical Centre for Agricultural and Rural Co-operation）を設置して、情報の流通、調査研究、職業訓練、技術革新の拠点とする。

一 食糧援助は一時的な措置でしかない。農業協力の究極の目的は、ACP 諸国に食糧の自給を達成させることにある。

⑥ 資金・技術協力

いうまでもなく、資金・技術協力の問題は、第一次交渉と同様に、第二次交渉においても大きな争点となった。ACP 諸国は、5 年間で 100 億 EUA (European Unit of Account), 最悪でも 70 億 EUA と援助資金の大幅増額を要求した。それは、インフレの昂進による実質援助額の目減りに対する ACP 諸国の強い危機意識を反映していた。また ACP 諸国は、欧州開発基金の共同運営を主張した。さらに ACP 諸国は、欧州開発基金の運用規則を簡略化して、援助の実施を迅速化するよう求めた。それは、援助達成率（コミットメントおよびディスバースメント）の低さに対する ACP 諸国の不満をものがたっていた²⁵⁾。

このような ACP 諸国の主張に対する EEC の対応は総じて否定的であり、あくまでも第一次ロメ協定の経験に照らして必要と認められる修正を行うことに関してはやぶさかではないというものであった。ともあれ激しい駆け引きの結果、第 5 次欧州開発基金による資金援助総額は、45 億 4,000 万 EUA へとほぼ 50% 増額された。また、欧州開発基金の運用規則の簡略化も図られることになった。さらに欧州開発基金を通じて行われる援助の実施にあたり必要とされる諸経費のうち、EEC 側の経費については、欧州開発基金からの支出を改め、EC 委員会予算から支出されることになった。とはいえ、欧州開発基金の共同運営に関しては EEC の壁は厚く、具体的な運営方法はともかくとして、最終的な決定権は従来通り EEC に保持されるものとされた。こうして、第二次ロメ協定においても、第一次ロメ協定の基本枠組みが堅持された。とはいえるところでは、資金・技術協力のあり方が、より詳細に規定された。

第二次ロメ協定第七編「資金・技術協力」——。全 13 章 64 条から構成される諸規定は、全 22 条から構成される第一次ロメ協定の規定と較べてはるかに詳細なものとなった。そこでは、さまざまな形態での融資方法、融資の対象とされるプロジェクト・・・等、テクニカル・レベルにおける具体的な規定に加えて、ACP 諸国との特別な関係、すなわちロメ・レジームの基本的な方向性

についての EEC の基本戦略が、第一次ロメ協定の場合よりもさらに踏み込むかたちで織り込まれている。そこでとりわけ注目されるのは、以下の諸点である。

- －資金・技術協力の対象とされるプログラムやプロジェクトは、ACP 諸国の人々の生活水準を向上させるものでなければならない。
- －資金・技術協力の一般的方向性およびガイドラインに関しては、EEC と ACP 諸国が共同で責任を負う。
- －資金・技術協力の対象とされるプロジェクトやプログラムの準備および決定に関しては EEC が責任を負う。
- －資金・技術協力の対象となったプロジェクトやプログラムに関して、EEC と ACP 諸国は共同で評価報告書を作成する。

⑦ 最終議定書

第一次ロメ協定最終議定書には、さまざまな宣言が付属書として付け加えられたが、それらは概ね手続き事項に関するものであった。同様に、第二次ロメ協定においても、さまざまな宣言が付属書としてつけ加えられた。ただしそれらは形式的なものではなく、実質的な内容をもつものとなった。たとえば、ACP 諸国が一方的に行った4つの宣言、すなわち(a) 非 ACP 開発途上国に対する特惠上の優位を留保する旨の宣言（付属書 XLI）、(b) 新設された SYSMIN に対する留保（付属書 XLII）、(c) 資金援助総額に対する留保（付属書 XLIII）、(d) 海産物に対する原産地規則適用に関する留保（付属書 XLIV）——これらは、第二次ロメ協定に対する ACP 諸国の強い異議申し立てであった。

他方、EEC 構成国あるいは ACP 諸国において合法的に労働に従事している人々に対する内国民待遇の保証を謳った共同宣言（付属書 XV）、あるいは漁業分野における EEC と ACP 諸国との協力関係を謳った共同宣言（付属書 XVIII）——前者は、外国人労働者の問題を、また後者は200海里排他的経済水域における漁業問題および EEC 共通漁業政策の問題を、それぞれ先取り的に提起するものであった。

1979年10月31日に調印された第二次ロメ協定は、1980年3月1日、無協定状態を避けるための移行措置として部分的に発効した（完全発効は、1981年1月1日）。有効期間は、1980年3月1日から5年間——すなわち、1985年2月28日には失効。その18カ月前に、EECとACP諸国は、両者間の関係を定めた諸規定の検討を目的とする交渉に着手するものとされた。

ところで、第二次ロメ協定の有効期間に関しては微妙な緊張関係が存在した。EEC構成国の多数意見は、協定の前文においてEECとACP諸国との協力関係の永続性を謳い、そのうえで協定の有効期間は5年間とすべきというものであった。他方、EC委員会およびACP諸国は、国際経済関係の変化に対応できるような柔軟性の確保を留保条件としたうえで、安定的な協力関係の構築という観点から、無期限の協定締結を主張した。もっとも、この問題に対するACP諸国立場はきわめてデリケートであり、協定の無期限化を強く主張しうるものではなかった。というのもACP諸国は、〈EECとの特別な関係は、あくまでも新国際経済秩序樹立という第三世界に共通する課題の実現に向けた、地域（間）レベルにおける過渡的な第一歩に過ぎない。それは南北開発協力関係の新しいモデルとして、グローバル・レベルへと拡大されるべきものである〉との主張を繰り返してきたからである²⁶⁾。ACP諸国としては、第三世界の連帯という大義名分を標榜する限り、EECとの特権的な関係の固定化として非ACP諸国の反発を招くような事態は回避しなければならなかつた。このような事情から、協定の有効期間の問題はホット・イシューにはならず、前例が踏襲されたのである。

V-3 第三次ロメ協定——ポスト・新モデル時代の胎動

1983年10月6日、EECとACP諸国は、第二次ロメ協定「検討」交渉を正式にスタートさせた。交渉は、ほぼ1年後の1984年11月末まで繰り広げられ、それが第三次ロメ協定の調印として結実したのは1984年12月8日のことであった。

交渉は、きわめて波乱に満ちていた。それは、延べ5次におよぶ閣僚レベル協議の開催、さらには交渉の最終段階における「限定」閣僚協議——EEC閣

僚理事会議長およびACP閣僚理事会議長＋開発協力担当EC委員の三者協議——の開催に象徴されるとおりである。

交渉においてEECは、第一次交渉の場合とは対照的に、積極的な攻勢へと転じた。第二次交渉において、<激しい駆け引きの末、最終的には、ACP諸国に対して“EECの考えるパートナーシップ”を押しつけることに成功した>EECは、第三次交渉においては、さらに踏み込んで、交渉における主導権を確保し、ACP諸国自身による自助努力の強化を繰り返し求めた。それは、「内生変数」重視の立場から、ACP諸国に対して「静かなる革命」の<制度化>を迫るものであった。

このようなEECのいわば攻撃的なイニシアティブに対して守勢に廻ったACP諸国は、激しく反発した。ACP諸国は、諸悪の根源を南北経済関係に内在化された構造的矛盾に求めるという、従来からの「外生変数」重視の立場を墨守し、開発協力を梃子とする外からの「革命」の押しつけに対しては、主権尊重・内政不干渉という原則論で対抗した。その結果、第三次交渉においてEECとACP諸国は、開発協力の基本原理をめぐって真っ向から対峙した。

それではEECとACP諸国を、容易には<妥協>困難な原則論の応酬へと駆り立てた背景要因は何であろうか。それは、世界銀行『世界開発報告 1980』の次の記述から窺うことができよう。

開発途上国は、二つの重要な試練に直面しつつ1980年代に入った。第1に、援助の意志が10年前、あるいは1年前とさえ比較しても薄れたように見える国際環境の下で、今日までの経済的、社会的開発を維持する努力を続けなければならないこと。第2に、絶対的貧困の状態に喘ぎ、過去の進歩から取り残されてきた8億人の人々の窮状を取り組まなければならぬこと。・・・本報告の中心的課題の一つは、開発における人間の重要性である²⁷⁾。

1970年代末以降、とりわけマニラで開催された第5回UNCTAD総会（1979年5月－6月）における南南分裂の顕在化以降、Global Donor Community（北

の先進工業国および国際開発金融機関）には「援助疲れ」の嵐が吹き荒れた。Global Donor Community は、開発援助の先行き不安に対する強い苛立ちから、そしてまた資源パワーの不発、ひいては第三世界の内部分裂（第四世界の出現）に対する安堵感から、従来の開発援助政策を根本的に見直し、Global Donor Community 主導の下でのく効果的な援助＞の実現を模索していった。それは、南の開発途上国主導による南北対話、すなわち「外生変数」を重視するNIEO路線に対する逆襲に他ならなかった。

Global Donor Community は、く多大の援助努力にもかかわらず、それが低開発の克服に結びつかないのは、被援助国たる開発途上国自身の国内状況に重大な問題があることによる＞との確信に基づき、それまで少なくとも公式には不可侵の聖域としてきた被援助国の国内政策、すなわち「内生変数」に対するコミットメント（介入）強化を模索していった。それは具体的には、開発途上国の構造調整政策（Structural Adjustment Policy）に対する支援を前面に打ち出した「政策支援」型プログラム援助の新展開。開発途上国から激しく批判されてきた IMF コンディショナリティ——マクロ経済政策の修正を基金からの資金の引き出し条件とする融資政策——の再評価。マクロ経済政策の修正および開発にかかる諸制度の改革を融資の条件とする世界銀行・構造調整貸付の開始（1980年）・・・等に示されるとおりである。

このような Global Donor Community による攻勢——。それはもちろん剥き出しの内政干渉を露にするものではなかった。そこでは「政策対話」（Policy Dialogue）、すなわち開発「政策」に関する主権国家間の「対話」という媒介項が、開発途上国のナショナリズムに対する配慮（緩衝装置）として謳われた。しかしそれによって開発途上国の批判を緩和させることはできなかった。開発途上国は、1970年代半ばに歴史的な高揚をみせたく革命＞に対するく反革命＞の策動としてそれに激しく反発した。とはいえた勝敗の帰趨は明らかであった。MSAC（石油危機により最も深刻な打撃を受けた国）あるいは LLDC（最貧開発途上国）の顕在化による南の両極分解。サハラ以南ブラック・アフリカ諸国における慢性的な食糧危機。1979年12月、ソ連のアフガニスタン侵攻を契機とする新（第二次）冷戦時代の到来。「連帯」をめぐるポーランド情勢の緊迫化。

フォークランド紛争の勃発（1982年4月－6月）。メキシコのモラトリアム宣言（1982年8月）を引き金とする累積債務危機の世界的拡大と恒常化。南北（カンケン）サミット（1981年10月）の挫折。ベオグラードで開催された第6回UNCTAD総会（1983年6月－7月）の失敗——「失われた10年」(The Lost Decade)を彩るこれらの出来事が示しているのは、①国際社会において再び東西冷戦軸が台頭し、北（西）の南に対する関心が急速に後退した。②南北間のパワー・バランスが再び北の圧倒的優位へと逆転した、という冷厳たる事実であった。このような逆風の下で、南の開発途上国にとって最優先の課題は、〈足回りが早く、自由に使えるハード・カレンシーの調達〉であり、国際経済秩序の構造改革等、抽象的な理念は後景へと退く運命にあった。

EECとACP諸国との第三次交渉を規定したのは、このような厳しい構造的制約条件であった。以下、その実相を二つの位相から浮き彫りにしてみよう。

（1）交渉の基本構図

第二次ロメ協定締結交渉は、交渉の妥結まで15カ月を要した。他方、第三次ロメ協定締結交渉の場合、14カ月を費やして最終合意にこぎつけた。とはいえ交渉は、第二次交渉の場合よりもさらに厳しく、公式協議は延べ113回を数えた。その結果、調印式典の雰囲気も華やかな祝祭とは異質な重苦しいものであった。その一端は、ACP閣僚理事会議長Rabbie Namaliu（パプア・ニューギニア外相）の次のような総括演説からも窺われよう。

協定が合意に達するまでの過程において、ACP諸国とEECとの間には重大な問題が数多く生じたが、とりわけ深刻だったのが政策対話概念および人権問題をめぐる対立であった。ACP諸国にとって政策対話は、EECとの協力関係のあり方の根幹に触れる問題であった。それは、ACP諸国が個々のセクターにおいて追求する政策に関して、またACP諸国が展開する開発プログラム全体に関して、ACP諸国とEECが包括的な対話をを行い、かつ合意することを、資金援助の必要条件にしようとするEECの企てに他ならなかった。ACP諸国は、このような政策対話という発想に対して、断固としてそれを拒絶した。というのもその背後には、ACP諸国の国内

政策および全体的な開発プログラムに対して介入・干渉しようとする EEC の目論見が察知されたからである。またそこには、協定に基づく援助資金の引き出しを（自動的ではなく）“条件つき”にしようとする意図が認められたからである。このような事態は、主権国家間の合意に反するものといわざるをえなかつた²⁸⁾。

そもそも、第三次交渉の前提となるロメ・レジームに対する EEC と ACP 諸国の評価に大きな隔たりはなかった。両者とも、8年余におよぶロメ・レジームの実績を否定的に総括した。問題は、ロメ・レジーム失敗の原因に関する認識の食い違いである。ACP 諸国との基本的な立場は、〈ロメ・レジームは、南北経済関係にビルト・インされた構造的矛盾を所与として受け入れており、その基本構造の根本的変革なしにはロメ・レジームの再生はありえない〉とするものであった。これに対する EEC の基本的な立場は、〈ロメ・レジームは、EEC と ACP 諸国がパートナーとして追求する共同プロジェクトである。それが所期の目的を達成しえないのは、ロメ・レジームそのものに構造的な欠陥があるからではなく、EEC のカウンターパートとして当事者責任を有する ACP 諸国の態勢に問題があるからである〉とするものであった。

こうして EEC は、Global Donor Community の逆襲という新たな潮流の下で、それを追い風としつつ、ロメ・レジームの再生に向け、「政策対話」を突破口として ACP 諸国に対し一大攻勢を展開していった。それに対して ACP 諸国は、「政策対話」というコンセプト自体に対して〈Not A Negotiable Matter〉との強硬な拒絶姿勢を貫き、第三次交渉過程は最後まで〈入り口〉における原則論で紛糾した。というのも、EEC と ACP 諸国との「政策対話」をめぐる対立は、ロメ・レジームの根幹に関わる中核的な問題として、瞬く間に個別イシューの領域へと波及し、交渉過程全体を相互不信の連鎖へと巻き込んでいったからである。

ところで、第二次交渉に引き続き、第三次交渉においても EEC は人権問題を交渉における重要なアジェンダとして提起した。しかし第二次交渉の場合とは対照的に、第三次交渉において人権問題は、ホット・イシューへとエスカレ

ートするには至らなかった。というのも、①開発における究極の受益主体は「人間」であるという認識の定着。②第三世界における人権蹂躪に対する国際世論の高まり——このような経緯から ACP 諸国は、人権問題を交渉のアジェンダとすること自体を頑なに拒むという態度を修正し、Give and Take に基づく条件闘争へと戦術転換を図らざるをえなかつたからである。その結果、第三次交渉はもっぱら「政策対話」をホット・イシューとして、すべてをそれに収斂させるかたちで展開されていった。しかしそれは、EEC の一方的な「独白」(Monologue) に終始し、「対話」(Dialogue) とは無縁なものであった。

それでは EEC が、ACP 諸国の強い拒絶反応にもかかわらず、不退転の決意で執拗に「政策対話」の<制度化>を主張したのはなぜであろうか。その直接的な契機となったのは、サハラ以南ブラック・アフリカ諸国における食糧危機の顕在化であった。いうまでもなく、ブラック・アフリカ諸国は、ACP 諸国の中核を構成し、植民地支配という歴史的な経緯から EEC による手厚い援助の対象とされてきた。しかもそこでは、農業開発が最重点分野のひとつと位置づけられていた。そのブラック・アフリカを舞台とする食糧危機の頻発——。それは、ひとり EEC 農業援助政策のみならず、20 年余にわたり積み重ねられてきた EEC 開発援助政策そのものの根本的再検討を迫るものとなつた。こうして EEC は、強い危機意識に促されて、「食糧戦略」(Food Strategy) の名の下に、農業援助政策、ひいては開発援助政策全体の抜本的再編成に着手した。そこで「切り札」(Panacea) とされたのが、「政策対話」を梃子とする「内生変数」の変革であった。

1980 年 9 月、欧州議会は、『世界における飢餓』と題する決議を採択し、農業・農村開発を推進するためには、開発途上国の国内システム（価格政策、融資システム、マーケティング・ネットワーク、土地所有制度・・・等）の変革が不可欠である旨を強調した²⁹⁾。ついで 1981 年 10 月、EC 委員会は、『世界における飢餓撲滅のための行動計画を求めて』と題するメモランダムを公表した。そこでは、国内システムの変革等、飢餓克服に向けた開発途上国自身による主体的な自助努力の重要性が強調され、政策の<策定から遂行>へと至る全過程において、<開発途上国との緊密なコミュニケーションの制度化>を通じ

て、EEC が＜効果的＞な支援を行う決意である旨が披瀝された³⁰⁾。

それから 1 年後の 1982 年 10 月——。EC 委員会は、『共同体の開発政策に関するメモランダム』(Memorandum on the Community's Development Policy) を公表した³¹⁾。一般に『ピザニ・メモランダム』とよばれる同報告書は、Claude Cheysson 開発協力担当委員のフランス外相就任にともない、1981 年 5 月、その後任として EC 委員会における開発協力の最高責任者の地位について、同じくフランス出身の Edgard Pisani が、農業問題に政治生命を傾注してきた自身の基本哲学、および経験に裏打ちされた信念を前面に打ち出すものであった。それは直接的には、1 年後に迫った ACP 諸国との新協定締結交渉に臨む EC 委員会の基本的立場を明確にするものであった。しかしそれは同時に、20 年余におよぶ EEC 開発協力政策の歴史を包括的に再検討し、1980 年代における EEC 開発協力政策全般の基本的方向性を提示しようとするものであった。すなわち、『ピザニ・メモランダム』においては、従来の EEC 開発協力政策は失敗として、厳しく断罪された。それは、前任者たる Claude Cheysson をも例外とはしなかった。彼が嘗々と築いてきたロメ・レジームも、砂上の楼閣として否定された。そして Edgard Pisani は、EEC 開発協力政策をより効果的なものへと再構成するためには、これまで所与の大前提とされてきた開発協力の目標関数、優先順位、戦略的方法、具体的手段・・・等を根本的に洗い直すことが不可欠であることを強調したのである。

Edgard Pisani は、ACP 諸国との第三次交渉を、このようなく革命の一環として位置づけ、効果的な援助を実現するための保障措置として「政策対話」の重要性を次のように強調した。——「援助供与主体が、援助に厳しいコンディショナリティを課したとしても問題の解決になるとは考えられない。かといって、援助として供与される諸資源の利用および管理運営に関わる一切の権限を被援助国政府に委譲することが正しい答えとも思われない³²⁾。」——このような基本認識を出発点として彼は、次のように「政策対話」の必要性を強調した。——「なによりも重要なことは、援助供与主体と被援助国政府との間に、援助供与主体による厳格なコンディショナリティおよび無責任なノン・コンディショナリティという両極端の中間に位置する，“政治的対話” (Political Dia-

logue) の方途を確保することである。・・・(中略)・・・自己の保持する諸資源、および EEC が協定に基づいてその運用を委ねた諸資源の利用方法に関して、被援助国政府が最終的決定権を保持することはいうまでもない。しかしながら EEC は、開発途上国から支援を求められた政策の開発効果、および EEC 開発援助政策の全体的目標に照らした場合、それがいかなる政策的妥当性を有するかに関して、被援助国政府との間に対話をもってしかるべきだと考える³³⁾。」

こうして「政策対話」が ACP 諸国との交渉のアジェンダの中核を構成し、第三次交渉全体の基調を規定していったのである。

(2) 協定の基本構図

1984年12月8日、EEC10カ国（1981年1月、ギリシアが10番目の加盟国となった）とACP諸国65カ国は、トーゴの首都ロメで第三次ロメ協定に調印した。新協定は、第一次協定の全94条、第二次協定の全191条から、さらに約100条追加されて全294条へと大幅に拡充された。それにともない、前文に引き続き、第一部：協力の一般規定、第二部：協力分野、第三部：協力の諸措置、第四部：制度、第五部：最終規定と、協定のよりいっそうの精緻化・体系化（整理統合）が図られた。それは、ロメ・レジーム、すなわちACP-EEC南北開発協力関係の基本枠組みをより明確にするものであった。

このように「近代化」への道を邁進する国際的契約としてのロメ協定。そのひとつの到達点としての第三次ロメ協定——。それは、両当事者によってどのように総括されたのであろうか。

ACP閣僚理事会議長 Rabbie Namaliu は、調印式典における演説において、<第三次ロメ協定は、現下の厳しい制約条件の下で、開発協力に関する考え方を根本的に再考し、可能な限り再編成しようという試みの産物であり、・・・新たな出発を模索するものである>との表現でロメ・レジームの今後に釘をさした³⁴⁾。他方、EC閣僚理事会議長 Peter Barry（アイルランド外相）は、<第三次ロメ協定は、協力関係を新しい分野へと拡大させようとする挑戦に他ならない。われわれは、希望と連帯の精神に基づき、協力の第一段階を完了させた。いまやわれわれは、所期の目的の実現に向けて、確固たる決意の下に、ともに

手を携えて前進しなければならない>とロメ・レジームの未来に希望を託す
かたちで、調印式典における演説を締め括った³⁵⁾。

いうまでもなく、第三次ロメ協定も二重の意味で<妥協>の産物であった。EEC と ACP 諸国は、両面作戦、すなわち<内なる闘い³⁶⁾>と<外との闘い>を同時並行的に展開した。そして、こうした二つの<闘争場裏>における<妥協>が連動・複合して生み出されたのが第三次ロメ協定であった。それでは、外交的言辞 (Diplomatic Statement) はさておき、内憂外患（第三世界の分裂と Commodity Power の失速、および北の援助疲れ）に苛まれながら、バーゲニング・パワーにおいて圧倒的優位に立つ EEC との交渉に臨んだ ACP 諸国は、第三次ロメ協定においてどのような成果を確保したのであろうか。他方、反転攻勢へと転じた EEC は、「国際的正統性」を数少ない拠り所とし、<規範力> (Normative Power) をカウンター・パワーとして巻き返しを図ろうとする ACP 諸国に対して、どこまで自己の主張を貫徹させることに成功したのであろうか。この点に関して、Christopher Stevens は交渉の妥結直後に、次のような指摘を行っている³⁷⁾。——ACP 諸国は、EEC が求める変革要求に対してそれなりにうまく対処した。ACP 諸国は、ロメ協定の基本哲学に関してはほどほどの譲歩を行った。その見返りとして ACP 諸国は、第二次協定において認められた諸特恵を第三次協定においても継続させることに成功した。さらに、飛躍的とまではいえないにしても、それら諸特恵を幾分なりとも改善させることにも成功した。EEC は、援助の使用方法に関する発言力の強化を通じて、ロメ協定の運営において影響力を確保した。とはいえそれは、ロメ協定そのものに基礎づけられるものではなく、EEC が“財布の紐” (Purse Strings) を握っているという事実に起因するものであった。

以下、この指摘を手掛かりとして、第三次ロメ協定の基本構図を浮き彫りにしてみよう³⁸⁾。

① 前文

第三次ロメ協定の前文では、国連憲章諸原則の遵守に加えて、<基本的人権および人間の尊厳の尊重、男女平等の尊重、そして（国の大小にかかわらず）国家間の平等>が高らかに謳われた。

さらにこの前文に対応するかたちで、最終議定書には二つの共同宣言が付属書としてつけ加えられた。そのひとつは、第4条に関する共同宣言（付属書I）である。そこでは(a)人間の尊厳、(b)開発を通じた経済的・社会的・文化的諸権利の実現³⁹⁾、そして(c)人権を侵害し、人間の尊厳に対する公然たる挑戦に他ならない（南アフリカ共和国における）アパルトヘイト政策の根絶が謳われた。

いまひとつは、EECに滞在するACP諸国からの移民労働者および学生に関する共同宣言（付属書IX）である。前者に関しては、(a) EEC構成国とACP諸国はともに、それぞれの領域において合法的に就労している労働者およびその家族に対して国際法上認められる基本的自由を付与し、人種、宗教、文化、社会の相違に基づく差別の撤廃を図る。(b) EECはNGOに対する支援を通じてACP諸国からの移民労働者のための社会的・文化的支援の改善を図る。(c) ACP諸国は、自国民が不法移民としてEECに流入することのないように必要とされる措置を講ずる——ことが謳われた。後者に関しては、(a) EEC構成国はACP諸国からの留学生が直面している問題、とりわけ教育へのアクセスの問題に関して、2国間協議の枠組みを通じて検討する。(b) EECはACP諸国からの留学生に関して、あらかじめ本国、あるいは本国以外のACP諸国において訓練・準備が行われるよう求める——ことが謳われた。さらに以上を踏まえて、EECとACP諸国は、外国人労働者および留学生に関わる諸問題については、適切かつ必要と認められる場合には閣僚理事会に提起する旨に合意した。

こうして第三次ロメ協定においては、Give and Takeというかたちで人権問題およびそれに派生する問題が、一般的・抽象的ながらも初めて正面から取り上げられた。とりわけ注目に値するのは、人権問題、ひいては人権侵害の具体例として、(ACP諸国からの)外国人労働者および留学生の問題が取り上げられ、しかもそれが閣僚理事会のアジェンダに含まれ得る旨が謳われたことである。またきわめて黙示的ながらも、ACP諸国の<開発の権利>についても言及されたことは特筆に値するといえよう。

② 第一部：協力の一般規定

ロメ協定の「近代化」——。それはとりもなおさず、ロメ・レジームの「近代化」に他ならなかった。その含意するところは、EECとACP諸国との間に結ばれた国際的契約の履行において、可能な限り不透明性を払拭して予測可能性を高め、法的安定性を強化しようとするものであった。こうしてハード面（協定本体）の精緻化に加えて、それを補完する措置としてソフト面（協定の運営に関わる基本的なルール）の整備が図られた。「ACP-EEC協力の一般規定」（General Provisions of ACP-EEC Co-operation）と題する第一部規定（全25条）の新設は、こうしたロメ・レジームの「近代化」という試みを象徴するものであり、そこには高度に政治的なメッセージが込められていた。その骨子は、次のとおりである。

第1章「協力の目的および原理」においては、以下の諸点が強調された。

- ACP諸国とEECの協力関係は、法的拘束力をもつシステム、および共同で運営される諸制度を基盤とし、次の基本原理に依拠して運営される。
 - (a)主権・相互利益・相互依存を尊重する対等な関係。(b)政治的・社会的・文化的・経済的な自己決定権。(c)先行協定を通じて積み重ねてきた「アキ」を共通の遺産（Common Heritage）とする安定した協力関係。
- ACP諸国は主権に基づき、経済的・社会的開発の原理・戦略・モデルに関して、完全な決定権を保持する。
- EECによる支援は、自立的・持続的な発展（Self-reliant and Self-sustained Development）に向けたACP諸国自身による自助努力に対して行われる。
- 農業セクター（農村開発・食糧安全保障・農業生産性の向上）の発展に対しては、特別の努力を傾注する。
- 協定に基づき設置された諸措置（スキーム）をより効果的に機能させる（Effectiveness）ために、＜対話＞（Dialogue）を行う。
- 協定の適用あるいは解釈に関する困難（疑義）が生じた場合には、閣僚理事会において協議（Consultation）を行う。

第2章「主要協力分野での目的とガイドライン」においては、以下の諸点が強調された。

<EU-ACP>開発協力の半世紀（四）

- －開発計画の策定から遂行へと至る全過程において、人々の参加を促進する。
- －さまざまな協力分野において、そしてまた協力の諸段階において、文化的・社会的な意義に配慮する。

第3章「協力の諸措置を規定する原理」においては、以下の諸点が強調された。

- －ACP諸国が自立的な発展に向けて、徐々に能力を向上させるよう支援する。
- －ACP諸国の貿易およびサービス（観光業を含む）の発展に向けて支援する。
- －ACP諸国に対するEECの資金援助は、予測可能なかたちで定期的に行う。

第4章「制度」においては、以下の諸点が強調された。

- －閣僚理事会は、協定の適用に関する基本的な方向性を定め、協定に規定された目的の達成に向けて政治的決定を行う。また、<効果的な対話>(Effective Dialogue)を通じて、協定の<効果的・効率的な実施>(Effective and Efficient Implementation)を図る。
- －諮問議会に替わる「諮問機関」として新たに共同総会(Joint Assembly)を設置する。それは、EECの代表とACP諸国の代表（それぞれ同数）から構成され、EECの場合は欧州議會議員から選任される。ただしACP諸国の場合には、議員、あるいはACP諸国政府により代表として選任された者から構成される。なお共同総会は、<対話><議論><共同行動>を通じて、EECとACP諸国の協力関係に関する人々の理解を促進し、啓蒙活動等を行う。

③ 第二部：協力分野

<農業・農村開発および天然資源の保全><水産業の発展><産業発展><鉱産物およびエネルギー資源の開発><運輸・通信><貿易およびサービスの発展><地域協力><文化的・社会的協力>——第二部においては、これら諸分野におけるACP-EEC協力関係の推進が全8編にわたり詳細に規定されたが、特筆に値するのは以下の諸点である。

第一は、新しい視点からの農業再生の試みである。具体的には、(a)小農を

組織化し、農村開発計画の策定から遂行へと至る全過程において、農民の積極的な関与を推進する。また、農村開発計画と全般的な国家開発計画、ひいては国際経済環境との有機的な連携を図る。(b) EECによる食糧援助は、あくまでも一時的な緊急避難的移行措置(Transitional Measure)でしかない。したがって食糧援助は、ACP諸国の農業開発戦略、ひいては全般的な開発戦略と一体化され、整合性を持つものでなければならない。(c) 食糧の自給確保および食糧安全保障の観点から、洪水や砂漠化の防止を最優先課題とする——旨が強調された。

第二は、水産業の重視である。すなわち、第三次ロメ協定においては、〈水産業の発展〉と題する規定が初めて独立した1編として設けられ、(a) 水産資源の合理的活用、(b) 食糧安全保障・農村開発に対する漁業の貢献、(c) 産業発展に対する水産業の貢献が優先課題として掲げられた。それは、国連海洋法条約の採択(200海里排他的經濟水域の設定)、およびECの第三次拡大(スペイン・ポルトガルの加盟)交渉の進展という新たな潮流のなかで、共通漁業政策の再編成を図るEECの強い利害関心を反映するものであった。

第三は、貿易および「サービス」の発展を独立した1編として掲げたことである。というのも、第二次協定においては、貿易の促進に関する規定は僅か3条にとどまり、しかもそれはもっぱら貿易フェアの開催や宣伝活動の推進を謳うものでしかなかった。これに対して第三次協定においては、貿易を独立したセクターとして位置づけ、さらにそれはモノの移動に限定されず、いわゆる「サービス貿易」(直接的には観光業)をも含むものとされた。そのうえで第三次協定においては、一貫した貿易戦略の策定、専門化育成のための職業訓練、製品およびサービスの質の向上、(観光業を支える)インフラ部門の整備・・・等の能力の向上(Capacity Building)を図ることが謳われた。いうまでもなくそれは、農業戦略に象徴されるセクター・アプローチへの転換、すなわち個別プロジェクト支援から、より包括的なセクター支援へ>というEEC(Edgard Pisani)の新たな開発戦略を反映するものであった。またそれは、観光業を輸出所得安定化制度による補償対象に含めることを強く求めたACP諸国、とりわけカリブ海諸国に対するひとつの回答(妥協案)でもあった。

第四は、文化的・社会的協力を、敢えて独立した1編として新設したことである。それは、<ACP諸国を、自立的・持続的な発展の道へと誘導するためには、単に外部からさまざまなモノを供与するだけでは不十分である。ACP諸国の人々の開発に対する意識を変革し、人々に開発のために必要とされる能力を身につけさせることが不可欠である>とするEdgard Pisaniの開発哲学を反映するものであった。こうして、「協力は、ACP諸国の自立的発展、すなわち人間を中心に据え、独自の文化に基づけられる発展過程に寄与するものでなければならない。それは、人的資源の向上、人々の創造的能力の強化、文化的アイデンティティの促進を志向するACP諸国の政策・諸施策を支援するものでなければならない」（第114条）旨が高らかに宣言された。とはいえたまは、精神規定の域を出るものではなかった。

④ 協力の諸措置

第129条から第264条——。そこでは、ACP-EEC協力関係の具体的な諸措置が5編にわたり規定された。すなわち、貿易、一次産品問題、資金・技術協力、投資、最貧開発途上国問題がそれぞれ独立した1編として詳細に規定された。とりわけ注目されるのが以下の諸点である。

第一は、輸出所得安定化制度の運営においてACP諸国の義務(EECの発言力)が強化されたことである。すなわち、(a)制度の効率的かつ速やかな運用を実現するために、ACP諸国は、対象品目に関する基礎的な統計データ（輸出量や輸出額・・・等）を毎月EC委員会に提出すること、(b)ACP諸国は、振替協定の調印よりも前にあらかじめ補償資金の使用方法に関する「重要な情報」(Substantial Information)をEC委員会に提供すること、(c)ACP諸国が補償資金を当該セクター以外で使用する場合には、その理由をEC委員会に対して説明すること、(d)ACP諸国は、原則として振替協定の調印から12カ月以内に補償資金の使用方法に関する報告書をEC委員会に提出すること——以上がACP諸国の「義務」とされた。なお補償資金の使途に関する報告書の提出に関しては、ACP諸国が一定期間内での履行を怠った場合には、EC委員会はそれ以後の補償申請に対して一時的に凍結措置を講ずることも謳われた。

第二は、SYSMINの基本的目的の変更である。すなわち、第二次協定にお

いっては、＜当該 ACP 諸国の鉱産品生産・輸出能力の維持・回復＞が SYSMIN 新設の目的とされた。ところが第三次協定においては、＜当該 ACP 諸国の鉱業セクターの存立能力 (Viability) の復旧＞が SYSMIN の目的とされ、SYSMIN による資金援助は、存立能力の復旧に向けたリハビリテーション、メインテナンス、および合理化＞のために使用されるものとされた。そのうえで、存立能力の復旧が期待できない場合には、SYSMIN による援助資金を当該 ACP 諸国経済の多角化のために使用することも認められることとなった。

第三は、資金・技術援助における＜セクター重視戦略＞への移行、および運用過程の「合理化」である。すなわち前者に関しては、効果的かつ包括的な援助の実現に向けて、個々の大型プロジェクトに対する援助の積み重ねではなく、特定のセクターに対する重点的な援助の展開を通じて、ACP 諸国の主体的・自立的・持続的発展の実現を図る旨が強調された。それはいうまでもなく、農業セクターを最重点セクターとして位置づけるものであった。さらにそれを補完する措置として、開発の主体となるべき人々（地域社会）に密着した小規模プロジェクトに対する援助の強化も謳われた。また後者に関しては、ロメ・レジームの諸措置・諸資源を最大限有効に活用し、援助効果を極大化するために、EEC と ACP 諸国の代表は共通の経験を持ち寄り、緊密な意見交換 (Exchanges of Views)、すなわち「対話」を積み重ねる旨が謳われた。

第四は、投資に関する規定の大幅な拡充である。第二次ロメ協定締結交渉においては、投資（保護）の問題は“ハイ・ポリティカル・イシュー”として交渉過程全体を停滞させ、最終的には僅か 5 条からなる投資規定が設けられるにとどまった。これとは対照的に、第三次交渉において ACP 諸国は基本的スタンスを 180 度転換させ、投資問題を新協定において全面的に取り上げることを求めた。経済的困難（累積債務危機）に直面した ACP 諸国は、民間投資の導入に向けて積極的に投資規定の明文化を図ったのである。こうして第三次協定においては、全 15 条から構成される独立した 1 編として投資規定が設けられた。そこでは、民間投資の積極的導入、投資環境の整備、無差別原則の確認、投資保護協定の締結・・・等が謳われた。

⑤ 制度

いうまでもなくロメ・レジームの骨格を構成するのはロメ協定であり、それは実際の運用経験に基づき修正を施されていった。とりわけ第三次協定において課題とされたのはロメ・レジームの効果的・効率的な運営であり、それは制度および運営手続きのスリム化・簡素化を要請するものであった。こうして、政治的・大局的な見地からロメ・レジームの基本的な方向性を指示することが最高意志決定機関としての閣僚理事会の任務である旨が再確認された。そのうえでロメ・レジームの運営に関わる具体的な課題は、大使委員会に委ねることが謳われた。

共同総会の設置（既述）もこうしたロメ・レジーム「近代化」の一環であった。ただしその構成に関しては EEC に大きな不満を残すものとなった。というのも ACP 諸国の代表に関しては、第一次、第二次協定同様に、必ずしも各國の議員に限定されず、政府による任命も可能である旨が規定されたからである。それは、各国政府の意見を代弁するブリュッセル駐在大使が共同総会のメンバーに任命される可能性を大きく残すものであり、ACP 諸国の人々の民意の反映という理念と矛盾したからである。

1984 年 12 月 8 日に調印された第三次ロメ協定は、1985 年 3 月 1 日から暫定的に発効した（完全発効は、1986 年 5 月 1 日）。有効期間は、1985 年 3 月 1 日から 5 年間——すなわち、1990 年 2 月 28 日には失効。その 18 カ月前に、EEC と ACP 諸国は、両者間の関係を定めた諸規定の検討を目的とする交渉に着手するものとされた。

ところで第三次ロメ協定の調印に際しては微妙な問題が存在した。第一は、協定の調印場所の問題であった。当初、モーリシャスやグレナダも候補地に挙げられたが、最終的には過去 2 回と同様にロメが調印場所とされた。それは新協定が先行 2 協定の更新であるという現実を反映するものであった。第二は、協定の有効期間の問題であった。いうまでもなく新協定の締結交渉は、EEC と ACP 諸国に多大の人的・物的コストを強いるものであった。そこで協定を基本的に無期限化し、時代状況の変化にともない修正の必要がある部分に関してのみ再交渉を行うというアイデアが再び浮上していった。しかしこの問題に

関してもさまざまな思惑が交錯し、結局先例の踏襲というかたちで妥協が図られた。

V-4 むすびに

敢えて単純化すれば、第一次ロメ協定から第二次ロメ協定、そして第三次ロメ協定へと至るロメ・レジームの変遷過程——。それは、Lomé Spirit から Lomé Policy、そして Lomé Fatigue へと続く一連の政治変動過程として特徴づけることができよう。それは、ACP 諸国に対する EEC の影響力が＜制度化＞される過程であり、1990 年代における第四次ロメ協定および第四次ロメ改訂協定における政治的コンディショナリティ定式化への道を拓くものであった⁴⁰⁾。

注

- 1) Raffer, K. and Singer, H., *The Economic North-South Divide*, Edward Elgar, 2001, pp. 113-119.
- 2) Raffer, K. and Singer, H., *The Foreign Aid Business*, Edward Elgar, 1996, pp. 88-102.
- 3) 本稿では、さまざまな形態で積み重ねられてきた＜既得成果＞という意味で用いる。
- 4) “You can please them all,” *Economist*, February 8, 1975, p. 58.
- 5) Fralon, J. A., *The Lome Convention*, European News Agency, 1978, pp. XI-XII. なお第一次ロメ協定の全体像については、この報告書に加えて以下を参照。Alting von Geusau, F. A. M. ed., *The Lomé Convention and the New International Economic Order*, Sijthoff, 1977; Ravenhill, J., *Collective Clientelism: The Lome Conventions and North-South Relations*, Columbia University Press, 1985; Holland, M., *The European Union and the Third World*, Palgrave, 2002; Twitchett, C. C., *A Framework for Development: The EEC and the ACP*, George Allen & Unwin, 1981.
- 6) Fralon, J. A., *ibid.*, pp. 47-48.
- 7) *ibid.*, pp. 48-49.
- 8) EC Commission, “The Economy of the European Community,” *European Documentation*, 1-2/1982, p. 83.
- 9) 輸出所得安定化制度の詳細については、大隈宏、「EEC 輸出所得安定化制度」、『成城法学』第 13 号、1983 年、参照。
- 10) Stevens, C. and Webb, C., “The Political Economy of Sugar,” in Wallace, H. et al. eds., *Policy Making in the European Community*, Second Edition, Wiley, 1983; Fralon,

- J. A., *op. cit.*, pp. 120-132.
- 11) 大隈宏, 「市場統合と開発途上国」, 行政管理研究センター編, 『EC 対外政策の新展開』, 1991年, 所収, 92-95ページ。Fralon. J. A., *ibid.*, pp. 62-67.
- 12) 大隈宏, 「EEC vs. ACP——第二次ロメ協定締結交渉過程の分析——」, 『成城法学』, 第8号, 1980年, 130ページ。なお第二次ロメ協定の全体像については, 注5)で列挙した文献に加えて, 以下を参照。高島忠義, 『ロメ協定と開発の国際法』, 成文堂, 1991年。Hewitt, A. and Stevens, C., "The Second Lomé Convention," in Stevens, C. ed., *EEC and the Third World: A Survey I*, Hodder and Stoughton, 1981.
- 13) 大隈, 同上, 82ページ。
- 14) 同上, 82-83ページ。
- 15) *Europe*, 17 February 1978.
- 16) Fralon, J. A., *op. cit.*, pp. 217-235.
- 17) *Europe*, 24/25 July 1978.
- 18) 新協定に人権規定を挿入することを強く主張したのはイギリス(労働党政権)およびオランダであった。これに対してフランスとベルギーは, 前文において簡単に触れることを主張した。なおその他の諸国は, 人権問題を取り上げることに否定的であった。詳細は, 以下を参照。Fralon, J. A., *op. cit.*, pp. 276-282. 高島, 前掲書, 247-249ページ, 256-257ページ。
- 19) *Europe*, 13 September 1978.
- 20) Fralon, J. A., *op. cit.*, pp. 282-296.
- 21) *Courier*, No. 58, November, 1979, p. 5.
- 22) *Courier*, No. 58, November, 1979, pp. 8-9.
- 23) *Courier*, No. 58, November, 1979, pp. 4-5. 高島, 前掲書, 257-258ページ。
- 24) SYSMINについては, 大隈宏, 「EEC鉱產品生産／輸出能力維持制度」, 『一橋論叢』, 第90巻, 第1号, 1992年, 参照。
- 25) Stevens, C., "The New Lomé Convention," *Economist*, October 27, 1979, p. 117. なお欧州開発基金の詳細については, 大隈宏, 「EEC開発援助の原動力——欧州開発基金の歴史的展開——」, 『成城法学』, 第15号, 1993年, 参照。
- 26) 大隈, 「EEC vs. ACP」(前掲論文), 1980年, 105-106ページ。ACP諸国がEECから認められてきた特權的地位については, 次を参照。Mishalani, P., et al., "The Pyramid of Privilege," in Stevens. C., ed., *op. cit.*
- 27) 世界銀行, 『世界開発報告 1980』, 1ページ。
- 28) *Courier*, No. 89, January-February, 1985, p. 4.
- 29) European Parliament Resolution on Hunger in the World, September 1980.
- 30) Commission of the European Communities, "Towards a Plan of Action to Combat

- Hunger," Com (81) 560 final.
- 31) Commission of the European Communities, *Memorandum on the Community's Development Policy (Pisani Memorandum)*, *Bulletin of the European Communities*, Supplement 5/82. なお *Pisani Memorandum* の詳細は、以下を参照。Morrice, J., *The Lome Convention: From Politics to Practice*, European News Agency, 1982; "Edgard Pisani, a New European commissioner: A man with the temperament and experience for development policy," *Courier*, No. 68, July-August, 1981, p. I.
- 32) *Pisani Memorandum*, *ibid.*, p. 16.
- 33) *ibid.*, p. 16.
- 34) *Courier*, No. 89, January-February, 1985, p. 6.
- 35) *Courier*, No. 89, January-February, 1985, p. 8.
- 36) 当然のことながら EEC 構成国間においても、また ACP 諸国間においても個々のイシューをめぐってさまざまな利害・思惑の食い違いが存在した。こうした Intra-Region Politics に関しては、以下を参照。大隈宏, 「『政策対話』をめぐる南北間の確執——第三次ロメ協定締結交渉過程の分析——」, 『国際法外交雑誌』, 第87巻, 第3号, 1988年。Morrice, J., *op. cit.*; Morrice, J., *The EEC's Development Policy: From Lome to the North/South Dialogue*, European News Agency, 1983; Balagiola, P., *The Renewal of the Lome Convention*, European News Agency, 1984.
- 37) Stevens, C., *The New Lomé Convention: Implications for Europe's Third World Policy*, Centre for European Policy Studies, CEPS Papers, No. 16, 1984, p. 4.
- 38) 第三次ロメ協定の全体像については、以下を参照。Balagiola, P., *Guide to Lome III*, European News Agency, 1985; Stevens, C., *ibid.*; 前田啓一, 『EU の開発援助政策』, 御茶の水書房, 2000年。高島, 前掲書。
- 39) 「開発を通じた経済的・・・権利の実現」という文言は、〈開発途上国にとって開発は固「有の権利」である〉と読み取ることも可能である。
- 40) Whiteman, K., "Africa, the ACP and Europe: Lessons of 25 Years," *Development Policy Review*, Vol. 16, 1998, p. 33.

(おおくま・ひろし=本学教授)